

平成25年度

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金
(既築住宅における高性能建材導入促進事業)

公募要領

平成25年8月

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という)の補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、SIIとしましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。従って、SIIの補助金に対し交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行って頂きますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者がSIIに提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. SIIから補助金の予約者決定を通知する前において、工事着工した場合には、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくことになります。
併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号 最終改正:平成14年12月13日法律第152号)の第29条から第32条において刑事罰等を科す旨規定されています。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

※一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(既築住宅における高性能建材導入促進事業)」は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、高性能建材の市場拡大と価格の低減により既築の省エネ改修を促し、省エネを推進するため、省エネルギー性能の高い高性能建材を用いた改修を行おうとする方に交付するものです。

INDEX

1 事業概要

1-1. 趣旨	5
1-2. 事業内容	
(1)補助金名	5
(2)公募予算額	5
(3)申請者の資格	5
(4)事業の要件	6
(5)補助対象となる製品	6
(6)補助対象となる費用	7
(7)補助率及び補助金額	7
(8)スケジュール	7
(9)事業スキーム	8
(10)全体スケジュール	9

2 事業概要の補足

2-1. 申請者と改修部位の区分	11
2-2. 戸建住宅及び集合住宅(分譲・個人)の改修	
(1)エネルギー計算について	12
(2)補助対象費用について	15
2-3. 集合住宅(分譲・賃貸)の全体改修	17

3 事業の実施

3-1. 事業スケジュール	19
3-2. 公募～予約者決定	
(1)事業の公募について	20
(2)申請について	20
(3)手続代行者について	20
(4)予約者の決定について	20
3-3. 補助事業の開始～完了	
(1)補助事業の開始について	20
(2)補助事業の計画変更について	20
(3)工事完了日について	20
3-4. 完了報告～補助金支払	
(1)完了報告及び額の確定について	21
(2)現地調査について	21
(3)補助金支払について	21
(4)事業成果の公表について	21
(5)取得財産の管理等について	21
(6)交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	22
3-5. その他注意事項	23

INDEX

4 申請の方法

4-1. 必要提出書類について	
(1)個人申請の場合	25
(2)集合住宅全体申請の場合	27
4-2. 申請方法	30
4-3. 申請書提出期間及び提出先	
(1)申請書提出期間	30
(2)申請書提出先及び問合わせ先	30

5 補助事業申請書及び添付書類の記入例

5-1. 個人・戸建住宅申請の場合	
(1)提出書類チェックリスト	32
(2)補助事業申請書(様式第1)	33
(3)実施計画書(定型様式1)	34
(4)費用総括表(定型様式2)	37
(5)費用明細書(定型様式3)	38
(6)エネルギー計算書(定型様式4)	41
(7)交付要件等確認書(定型様式6)	42
5-2. 個人・集合住宅申請の場合	
(1)提出書類チェックリスト	43
(2)補助事業申請書(様式第1)	44
(3)実施計画書(定型様式1)	45
(4)費用総括表(定型様式2)	47
(5)費用明細書(定型様式3)	48
(6)交付要件等確認書(定型様式6)	50
5-3. 集合住宅全体申請の場合	
(1)補助事業申請書(様式第1)	51
(2)実施計画書(定型様式1)	52

6 参考資料

■ 住宅所在地地域区分	55
■ Q値算出計算書(定型様式5)	63

1. 事業概要

1 事業概要

1-1 趣旨

本事業は、高性能建材の市場拡大と価格の低減により既築住宅の省エネ改修を促し、省エネを推進するため、省エネルギー性能の高い高性能建材を用いた改修を行う者に補助金を交付し、予算の範囲内において、その活動を支援するものである。

1-2 事業内容

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という)が指定する高性能建材の導入を行う者に対して、その費用の一部を補助する。

(1) 補助金名

平成25年度 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(既築住宅における高性能建材導入促進事業)

(2) 公募予算額

約40億円程度

(3) 申請者の資格

下記①②いずれかに該当する者を対象とする。

- ① 戸建住宅・集合住宅(分譲)の所有者。ただし、当該住宅が下記A・B・Cの条件を満たす場合に限る。
 - A. 申請者が常時居住する住宅であること。(住民票に示す人物と同一であること。)
 - B. 専用住宅であること。
(店舗等と居住部分が同一住宅の場合、エネルギー(電気・ガス等)を分けて管理できていること。
及び断熱工事においても区分されていること。)
 - C. 申請時に申請者自身が所有していること。(登記事項証明書の提出を求める場合がある。)
- ② 集合住宅(分譲)の管理組合、集合住宅(賃貸)^{※1}の所有者。
ただし、原則当該集合住宅の全体を改修する場合に限る。

※1 社宅等も含む。

(4) 事業の要件

以下の要件を全て満たす事業を対象とする。

- ① 既築住宅※¹の改修において、SIIに登録された高性能建材※²を導入し、住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減すること。
- ② 改修は、「エネルギー計算結果早見表(P12～14参照)」により行うこと。
- ③ ②以外で改修を行う場合は、SIIに認められた計算式に則り、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減する計算書を添付し、申請すること。
- ④ 補助事業に係る契約は本補助事業の一般公募開始後に行うこと。※³
一般公募開始前の契約は、事前契約とみなし、これを認めない。
- ⑤ 補助事業に係る工事は、補助事業の予約者決定通知※⁴が届いた後に着工すること。
予約者決定通知が届く前に着工した場合は、事前着工とみなし、これを認めない。
- ⑥ 導入する高性能建材の性能が損なわれないように、適切に施工されていることが確認できること。※⁵
- ⑦ 工事完了日から30日以内又は平成26年1月31日(金)のいずれか早い日までに、「補助金交付申請書(兼工事完了報告書)」を必ず提出できること。なお、工事完了日とは、申請内容に係る工事及び補助対象工事の支払いが完了した日のことをいう。
- ⑧ 個人の申請者が、集合住宅(分譲)の区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、当該集合住宅の管理規約等で専有部と認められていること。

※¹ 新築及び、オフィス、ホテル等の業務用建築物は補助対象外とする。

※² 次項「(5)補助対象となる製品」参照。対象製品は順次SIIホームページに公表予定。

※³ 平成25年8月1日(木)の一般公募開始以降、予約者決定通知日以前の契約に際しては、下記内容を含む覚書等の書類を同時に作成すること。〔「補助金交付申請書(兼工事完了報告書)」提出の際に添付すること。〕

・高性能建材を導入する改修工事にあたり、本補助金制度が要因となったこと。

・審査の結果、補助金を受けられない場合があることを、契約者双方が承知していること。

※⁴ SIIは補助事業申請書を受付後、その内容が適切であると認められる者に対し、予約者決定通知を行う。

申請者は、予約者決定通知を受けて、速やかに工事着工すること。

・予約者決定通知は補助金交付及び金額を決定するものではない。

・予約者の決定については、採択、不採択に関わらず文書にて申請者に通知する。

※⁵ 現場吹込み、現場吹付け断熱材にあっては、予めSIIに登録されたメーカーが指定する施工会社にて施工すること。

(5) 補助対象となる製品

外部審査委員会が、予め承認した以下の基準に基づき、申請された建材がその基準を満たしていると認められた場合に、本事業の対象製品として選定される。

- ① SIIの定める要件を満たし、SIIに製品型番が登録されている製品であること。※¹
- ② 未使用品であること。

※¹ SIIに登録されていないガラス、窓、断熱材を用いた改修工事は補助対象外とする。

SIIは製造事業者等(以下「メーカー等」という)からの対象製品登録の申請を受け付け、その内容を審査し、対象となる製品の登録を行う。対象製品は順次SIIホームページにて公表する。

(注1)リース製品は補助対象外とする。

(6) 補助対象となる費用

① 経費区分

補助金交付の対象となる経費は、次のA・Bに該当するものとする。

A. 材料費

補助事業の実施に必要な高性能建材(ガラス・窓・断熱材)の購入費用。

(注1)「高性能建材」であるとSIIが認め、登録されたもの以外は補助対象外とする。

(注2)ただし、防犯、防火ガラスや窓については、「高性能建材」であることがSIIで認められ、登録された場合であっても、防犯、防火性能の部分は補助対象外とする。

(注3)設備機器等は、補助対象外とする。

B. 工事費

上記、高性能建材の設置取付費用。(一部補助対象外となる場合もある。)

(注1)高性能建材の設置取付と一体不可分の工事に限る。

(注2)諸経費、設計費、送料、交通費、廃材処理費、管理費、調査費、消費税及び地方消費税、エネルギー供給事業者への申請費等は補助対象外とする。

② 補助対象経費の算定等

補助対象経費は、材料・工事費共に補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの市場流通価格等を基準に算定すること。

(注1)申請者本人又は本人と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係わる場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を補助対象費用とすること。

③ 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む)の対象費用が含まれないこと。

国からの他の補助事業に申請している、又は申請する予定の場合は、実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入すること。

国からの他の補助金を重複受給をした場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還することになるので注意すること。

(7) 補助率及び補助金額

① 補助率

補助対象経費の1/3以内とする。

② 補助金額

上限 150万円/1戸

(注1)集合住宅の全体改修においても1戸あたりとする。

(8) スケジュール

① 対象製品登録申請(公募)期間 : 平成25年7月4日(木)～平成25年11月15日(金)17:00必着分まで。

(注1)第一次対象製品登録申請の締め切りは、平成25年7月16日(火)17:00必着分までとし、承認・登録された製品は、7月31日(水)にSIIホームページにて公表。(以降の追加登録申請については随時受付を行い、登録が完了するのは毎月2回程度とする。)

② 補助事業期間 : 平成25年8月1日(木)～平成26年3月31日(月)まで。(原則、単年度事業とする。)

(注1)ただし、上記期間中にSIIが指定する高性能建材を導入する工事を行い、補助金の支払いを完了させるため、補助事業の申請期限は平成25年11月29日(金)、工事完了期限は平成26年1月15日(水)、補助金交付の申請期限は平成26年1月31日(金)までとする。

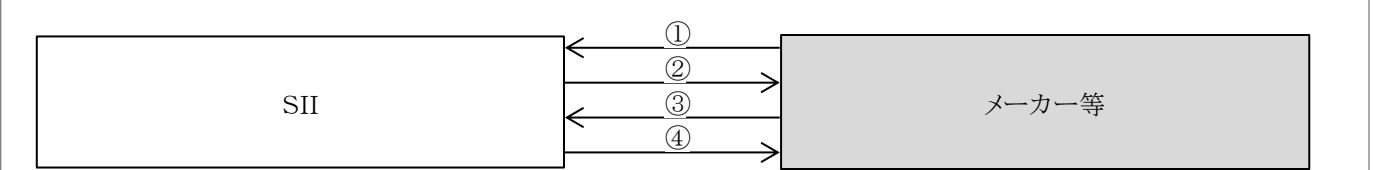
(注2)予約者決定通知が届く前に工事着工した場合は補助対象外とする。

(注3)補助事業申請の合計額が予算額に達した場合、補助事業申請期間内であっても公募は終了する。

(9) 事業スキーム

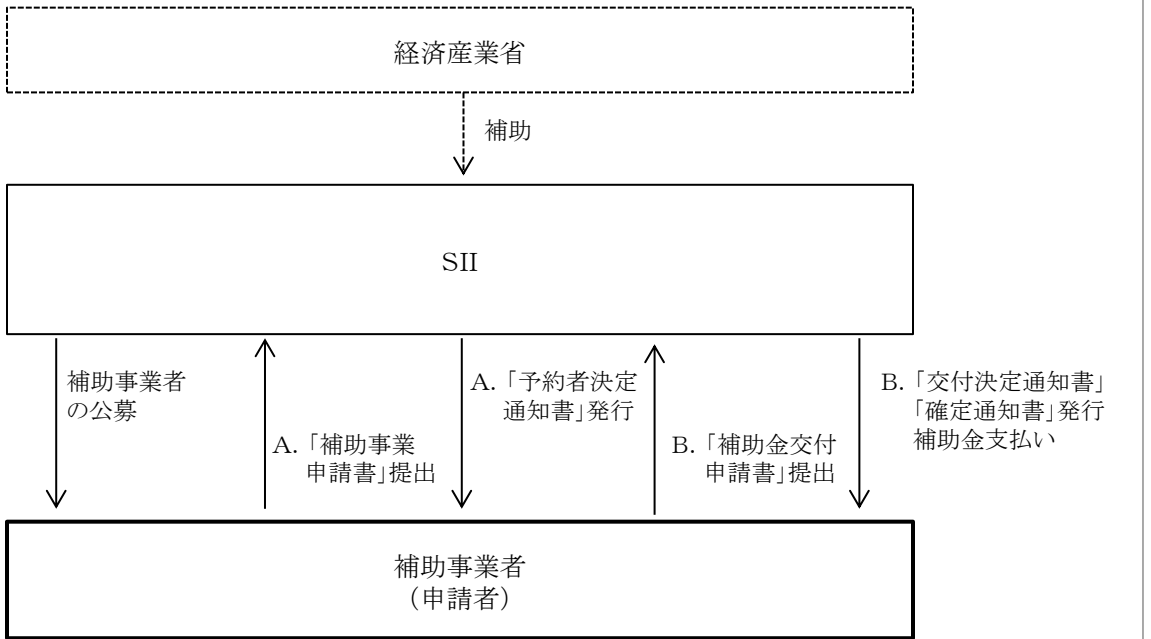
■対象製品登録のスキーム

- ① メーカーコード発行申請(メールにて)
 - ・メーカー等は、SIIにメーカーコードの発行申請を行う。
- ② メーカーコード発行
 - ・SIIはメーカー等へメーカーコードの発行を行う。
- ③ 対象製品登録申請(郵送にて)
 - ・メーカー等は、ガラス・窓・断熱材の対象となる製品の型番や名称をSIIに登録申請する。
- ④ 審査結果通知の送付・対象製品の登録完了
 - ・SIIが製品の性能について審査した上で対象製品として承認した際には、SIIからメーカー等へ「審査結果通知」の送付(郵送)を行い登録完了となる。



■補助事業申請のスキーム

- A. 申請者は、「補助事業申請書」をSIIに提出する。
 - ・SIIは「補助事業申請書」を受け付け、審査し適切であると認められる申請者に対し、「予約者決定通知書」を発行する。
- B. 「予約者決定通知書」を受領した申請者は、速やかに工事を行い工事完了後「補助金交付申請書(兼工事完了報告書)」をSIIに提出する。
 - ・SIIは「補助金交付申請書(兼工事完了報告書)」を受け付け、審査し適切であると認められる申請者に対し、「交付決定通知書」「確定通知書」を発行し、補助金の支払いを行う。



年間予定	メーカー等	申請者	SII
【対象製品登録の公募】 7/2(火) ■公募説明会 (メーカー向け) 7/4(木) ■対象製品の登録申請 開始 ↓ 7/16(火) ■対象製品の登録申請 ＜第一次締め切り＞ ※以降の追加登録については 随時受付(登録が完了するのは、 毎月2回程度の予定) ※11/15(金) ■対象製品登録 受付締め切り	対象製品公募説明会 (東京会場) ↓ SIIへ製品の登録申請 「審査結果通知」受領	補助事業申請 公募説明会 「予約者決定通知」 受領 ↓ 補助事業(工事) 開始 ↓ 工事完了後(30日以内) 補助金交付申請 「交付決定通知書」 「確定通知書」 受領 ↓ 補助金入金	対象製品の 登録公募情報開示 (SIIホームページ) ↓ 対象製品公募説明会 (東京会場) ↓ 受付・審査 ↓ ＜第一次＞7/31(水) 対象製品の公表 (SIIホームページ) ※以降の追加登録については 順次公表 ↓ 「補助事業申請書」 受付・審査 ↓ 「補助金交付申請書 (兼工事完了報告書)」 受付・審査・現地検査等 ↓ 「交付決定通知書」 「確定通知書」 発行・郵送 ↓ 補助金支払い
【一般公募】 8/1(木) ■補助事業申請 (一般公募)開始 ↓ 8/2(金)～12(月) ■公募説明会 (補助事業申請) ※予約者決定は随時 11/29(金) ■補助事業申請 受付締め切り H26 1/15(水) ■工事完了期限 H26 1/31(金) ■補助金交付申請 受付締め切り H26 3/31(月) ■補助事業終了			

2. 事業概要の補足

2 事業概要の補足

2-1 申請者と改修部位の区分

申請者と改修部位等の区分は下表の通りとする。

申請者	既築住宅	対象となる改修	補助対象製品の区分	戸数
住宅の個人所有者	戸建	部分改修	窓・断熱材	1戸
		全体改修		
	集合住宅(分譲)	専有部改修	内窓・外窓※2・ガラス※2	
管理組合の代表者 又は 賃貸、社宅等の所有者	集合住宅(分譲)	共用部の住戸部の改修	外窓・ガラス	全戸
		共用部全体の改修※1	外窓・ガラス・断熱材	
	・集合住宅(賃貸) ・社宅	住戸部の改修	窓・ガラス	
		全体の改修※1	窓・ガラス・断熱材	

※1 屋根、外壁、床、窓等の共用部で住戸部に係る部位を改修すること。
エントランス、廊下、階段室、集会所等の住戸部以外の共用部は対象外とする。

※2 当該集合住宅において、管理規約等で専有部と認められていること。

2-2 戸建住宅及び集合住宅(分譲・個人)の改修

(1) エネルギー計算について

高性能建材導入にあたっては、前提として以下の要件を満たすものとする。

- ・住宅全体の一次エネルギー消費量の15%を削減すること。
- ・高性能ガラスは、熱貫流率(U値)2.33 W/(㎡・K)以下のSIIに登録されたものを導入すること。
- ・高性能窓は、熱貫流率(U値)2.33 W/(㎡・K)以下のSIIに登録されたものを導入すること。
- ・高性能断熱材は、熱抵抗値(R値)2.7 ㎡・K/W以上のSIIに登録されたものを導入すること。

※本値は、本事業の適用判断のために用いるものであり、省エネ法に基づく性能値を保証しているものではないことに留意すること。
(以降、熱貫流率=U値、熱抵抗値=R値と表記、単位省略)

①戸建住宅の改修におけるエネルギー計算

- ・戸建住宅の改修は、全体改修と部分改修とする。
 - ・全体改修とは、住宅全体の天井※1全部、外壁全部、床※2全部、窓全部の4部位を組み合わせる改修することをいう(表3の1～10の組合せ番号による組合せ)。
 - ・部分改修とは、住宅のLDK等の居室を改修するもので、改修を行う居室の外壁、床※2、窓及び家全体の天井※1全部の4部位を組み合わせる改修することをいう(表6の1～8の組合せ番号による組合せ)。
- ※1 天井とは、屋根の直下の天井、及び外気等に接する天井をいう。
※2 床とは、外気等に接する床をいう。

i) 戸建住宅の全体改修

- ・高性能断熱材と高性能窓の各部位への導入組合せは、表1、2を参照のこと。
- ・補助対象となる改修部位の地域別組合せは、「表3 エネルギー計算結果早見表(全体改修)」による。
- ・窓の改修においては、原則窓の交換、又は内窓の取付けとする。
- ・床を改修する場合は、浴室及び玄関等の土間床は、改修しなくてもよい。

表1 高性能建材導入組合せ表(I・II地域)

R値・U値	部位別組合せ					
	組合せ番号		天井	外壁	床	窓
R値≧2.7 (天井のみ R値≧5.4) U値≦2.33	1	4部位	5.4	2.7	2.7	2.33
	2	3部位	5.4	2.7		2.33
	3		5.4	2.7	2.7	
	4			2.7	2.7	2.33
	5		5.4		2.7	2.33
	6	2部位	5.4	2.7		
	7		5.4		2.7	
	8		5.4			2.33
	9			2.7		2.33
	10			2.7	2.7	

表2 高性能建材導入組合せ表(Ⅲ～Ⅴ地域)

R値・U値	部位別組合せ					
	組合せ番号		天井	外壁	床	窓
R値≧2.7 U値≦2.33	1	4部位	2.7	2.7	2.7	2.33
	2	3部位	2.7	2.7		2.33
	3		2.7	2.7	2.7	
	4			2.7	2.7	2.33
	5		2.7		2.7	2.33
	6	2部位	2.7	2.7		
	7		2.7		2.7	
	8		2.7			2.33
	9			2.7		2.33
	10			2.7	2.7	

<表3の見方>

- ・部位別組合せ欄の1～10の組合せで地域区分の○の組合せは、エネルギー削減率の計算は不要。
- ・表中○以外の部分の組合せにおいては、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減する計算式を添付して申請すること。エアコン等の改修を組み合わせることも可とする。ただし導入するエアコン等は、高性能のものとし、特にエアコンにおいては統一省エネラベル5つ星以上とする。なお、導入するエアコン等は、補助対象外とする。
- ・計算式は所定のもの(定型様式4)を使用すること。
- ・表に載っていない組合せは、不可とする。例)床と窓等

表3 エネルギー計算結果早見表(全体改修)

R値・U値	部位別組合せ					地域区分							
	組合せ番号	天井	外壁	床	窓	I a	I b	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳa	Ⅳb	V	Ⅵ
R値≧2.7 U値≦2.33	1	4部位	天井	外壁	床	窓	○	○	○	○	○	○	
	2	3部位	天井	外壁		窓	○	○	○	○	○	○	
	3		天井	外壁	床		○	○	○	○	○		
	4			外壁	床	窓	○	○	○	○	○		
	5		天井		床	窓	○	○	○	○	○		
	6	2部位	天井	外壁			○	○	○	○	○		
	7		天井		床		○	○	○	○	○		
	8		天井			窓	○	○	○	○	○		
	9			外壁		窓	○	○	○	○	○		
	10			外壁	床		○	○	○	○			

「定型様式4」による
個別の申請

- ii) 戸建住宅の部分改修
- ・高性能断熱材と高性能窓の各部位への導入組合せは、表4、5を参照のこと。
 - ・補助対象となる改修部位の地域別組合せは、「表6 エネルギー計算結果早見表(部分改修)」による。
 - ・住宅のLDK等及び冷暖房機器を設置している居室を改修するものとし、改修を行う居室について、その床面積の合計が、延べ床面積の50%以上であること。
 - ・窓の改修においては、原則窓の交換、又は内窓の取付けとする。
 - ・床を改修する場合は、浴室及び玄関等の土間床は、改修しなくてもよい。

表4 高性能建材導入組合せ表(I・II地域)

R値・U値	部位別組合せ					
	組合せ番号		天井	外壁	床	窓
R値≧2.7 (天井のみ R値≧5.4) U値≦2.33	1	4部位	5.4	2.7	2.7	2.33
	2	3部位	5.4	2.7		2.33
	3		5.4	2.7	2.7	
	4			2.7	2.7	2.33
	5		5.4		2.7	2.33
	6	2部位	5.4	2.7		
	7		5.4		2.7	
	8		5.4			2.33

表5 高性能建材導入組合せ表(III・IV地域)

R値・U値	部位別組合せ					
	組合せ番号	天井	外壁	床	窓	
R値≧2.7 U値≦2.33	1	4部位	2.7	2.7	2.7	2.33
	2	3部位	2.7	2.7		2.33
	3		2.7	2.7	2.7	
	4			2.7	2.7	2.33
	5		2.7		2.7	2.33
	6	2部位	2.7	2.7		
	7		2.7		2.7	
	8		2.7			2.33

<表6の見方>

・部位別組合せ欄の1～8の組合せで地域区分の○及び●の組合せは、エネルギー削減率の計算は不要。

・表中○及び●以外の部分の組合せにおいては、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減する計算式を添付して申請すること。エアコン等の改修を組み合わせることも可とする。ただし導入するエアコン等は、高性能のものとし、特にエアコンにおいては統一省エネラベル5つ星以上とする。なお、導入するエアコン等は、補助対象外とする。

・計算式は所定のもの(定型様式4)を使用すること。

・表に載っていない組合せは、不可とする。 例)床と窓等

表6 エネルギー計算結果早見表(部分改修)

R値・U値	部位別組合せ					地域区分							
	組合せ番号	天井	外壁	床	窓	I a	I b	II	III	IVa	IVb	V	VI
R値≥2.7 U値≤2.33	1	4部位	天井	外壁	床	窓	○	○	○	○	○	○	「定型様式4」による 個別の申請
	2	3部位	天井	外壁		窓	○	○	○	○	○	○	
	3		天井	外壁	床		○	○	○	○	○	○	
	4			外壁	床	窓	○	○	○	●※1			
	5	2部位	天井		床	窓	○	○	○	○	○		
	6		天井	外壁			○	○	○	○	○		
	7		天井		床		○	○	○	○	●※1		
	8		天井			窓	○	○	○	○	○		

※1 この組合せについては、住宅の床全部を改修するものとする。ただし浴室、玄関土間等は改修しなくてもよい。

<表1～6について>

「住宅事業建築主の判断基準のモデルプラン(2階建て、延べ床面積120.07㎡)」において、対象エリアにて各対象部位を全て「住宅性能表示制度省エネ等級1仕様」から「R値2.7の断熱材・U値2.33の窓」に改修した条件で、算定用WEBプログラム(IBECE)を用いてシミュレーション(設備等は一般的なものを想定)し、その結果に基づいて、住宅全体の一次エネルギー消費量の削減率が15%以上となった組み合わせで構成している。

②集合住宅(分譲・個人)におけるエネルギー計算

- ・窓全部の改修とする。
- ・改修はガラスの交換、建具の交換、内窓の取付けとする。
ただし、換気小窓については改修の対象外とする。

<表7の見方>

- ・I a～IVb地域においては、U値2.33以下のガラス又は建具を導入すること。
ただし内窓取付けにおいては、既存のサッシと合わせてU値2.33以下とすること。
- ・V地域においては、U値1.7以下のガラス又は建具を導入すること。
ただし内窓取付けにおいては、既存のサッシと合わせてU値1.7以下とすること。
- ・VI地域においては、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減する計算式を添付して申請すること。
エアコン等の改修を組み合わせることも可とする。ただし導入するエアコン等は、高性能のものとし、特にエアコンにおいては統一省エネラベル5つ星以上とする。なお、導入するエアコン等は、補助対象外とする。

表7 エネルギー計算結果早見表(窓)

U値	地域区分							
	I a	I b	II	III	IV a	IV b	V	VI
U値≤2.33	U値≤2.33						U値≤1.7	個別計算による申請に

<表7について>

「住宅の新省エネルギー基準と指針のモデルプラン(集合住宅、延べ床面積81.06㎡)」において、対象エリアにて窓のガラスを全て「住宅性能表示制度省エネ等級1仕様の窓」から「U値2.33以下のガラス: I～IV地域、U値1.7以下のガラス: V地域を使用した窓」に改修するとした条件で、住宅用熱負荷計算プログラムSMASH (IBEC)を用いてシミュレーション(設備等は一般的なものを想定)し、その結果に基づいて、住宅全体の一次エネルギー消費量の削減率15%以上となった組み合わせで構成している。

(2) 補助対象費用について

①補助対象費用の範囲
詳細は下表の通りとする。

区分	項目	内 容
補助対象	断熱改修	・補助事業の実施に必要な高性能建材の購入、設置取付に要する費用 ※省エネルギーに寄与しないもの、及びそれに関する工事は補助対象外
補助対象外	諸費用	・諸経費、設計費、送料、交通費、廃材処理費、管理費、調査費、消費税及び地方消費税、エネルギー供給事業者への申請費 等
	仕上げ材等	・内部のクロス仕上げ、外部のサイディング仕上げ等
	その他	・給排水、電気等の設備工事費及び、設備機器等の購入費

②補助対象費用の計算
戸建住宅の改修及び集合住宅(分譲・個人)の窓改修においては、添付の改修工事見積書に基づき、費用明細書に記入された補助対象費用を算定する。ただし、P12～14の表3、表6及び表7に基づいて改修する場合においては、次頁の表8、表9及び表10より算出された「上限金額」と、「見積書より算出した補助対象費用(費用明細書)」のどちらか低い額を補助対象費用とする。上記表3、表6及び表7に含まれない改修をする場合は、上限価格表は適用されない。なお、特殊な材料、工法等を用いて断熱改修を行う場合で、SIIに認められた場合においては、前述と同様に上限価格表は適用されない。

■計算方法の詳細

A. 戸建住宅の場合

① 見積書より算出した補助対象費用 = ○○○○円……(A)

② 上限金額の算出
上限金額 = 該当床面積※1 × 該当上限単価※2 = ○○○○円……(B)

※1 該当床面積とは、断熱改修をする部分の床面積をいい、実施計画書(1/3)に記載した面積をいう。
全体改修であれば延床面積。
※2 該当上限単価とは、該当する地域区分と改修部位の組合せ番号により表8、表9から求める。

③補助対象費用
補助対象費用 = (A), (B)どちらか金額の低いほう = ○○○○円……(C)

B. 集合住宅(分譲・個人)の場合

①見積書より算出した補助対象費用 = ○○○○円……(D)

②上限金額の算出
・改修する窓の箇所数 = ○○ヵ所 とその面積を出す。
・改修する方法毎に上限金額を算出する。
 ガラス交換:○○ヵ所の合計 ○○㎡×該当上限単価※3 = ○○○○円……(E)
 建具交換:○○ヵ所の合計 ○○㎡×該当上限単価※3 = ○○○○円……(F)
 カバー工法:○○ヵ所の合計 ○○㎡×該当上限単価※3 = ○○○○円……(G)
 内窓取付け:○○ヵ所の合計 ○○㎡×該当上限単価※3 = ○○○○円……(H)
・改修工事全体の上限金額を出す。
上限金額 = (E) + (F) + (G) + (H) ……(I)

※3 該当上限単価とは、該当する地域区分と改修方法の組合せにより表10から求める。

③補助対象費用
補助対象費用 = (D), (I)どちらか金額の低いほう = ○○○○円……(J)

表8 戸建住宅(全体改修)上限価格表 I～Ⅵ地域ー延床面積当りー (単位:円/㎡)

部位別組合せ							Ⅰ・Ⅱ地域 ㎡単価 (延床面積)	Ⅲ～Ⅵ地域 ㎡単価 (延床面積)
組合せ番号		天井	外壁	床	窓			
			外断熱・内断熱共		窓交換	内窓		
1	4部位	○	○	○	○		42,000	
2	3部位	○	○	-	○		38,000	
3		○	○	○	-		33,000	
4		-	○	○	○		38,000	
5		○	-	○	○	-	25,000	
5-2					-	○	20,000	
6	2部位	○	○	-	-		30,000	
7		○	-	○	-		15,000	
8		○	-	-	○	-	25,000	
8-2					-	○	15,000	
9		-	○	-	○		35,000	
10		-	○	○	-		25,000	

表9 戸建住宅(部分改修)上限価格表 I～Ⅵ地域ー改修対象床面積当りー (単位:円/㎡)

部位別組合せ							Ⅰ・Ⅱ地域 ㎡単価(改修 対象床面積)	Ⅲ～Ⅵ地域 ㎡単価(改修 対象床面積)		
組合せ番号		天井	外壁		床	窓				
			外断熱	内断熱		窓交換			内窓	
1	4部位	○	○	-	○	○		56,000	50,000	
1-2			-	○				50,000	45,000	
2	3部位	○	○	-	-	○		50,000	45,000	
2-2			-	○				45,000	40,000	
3		○	○	-	○	-		45,000	40,000	
3-2			-	○				40,000	35,000	
4		-	○	-	○	○		45,000		
4-2			-	○				35,000		
5		○	-		○	○		35,000	30,000	
6	2部位	○	○	-	-	-		40,000	35,000	
6-2			-	○				35,000	30,000	
7		○	-		○	-		20,000	15,000	
8		○	-		-	○		-	30,000	25,000
8-2								-	○	25,000

表10 集合住宅上限価格表 ー窓1ヵ所当たりの単位面積当り※1ー (単位:円/㎡)

地域区分	ガラス交換			内窓 取付け
	ガラス交換	建具交換※2	カバー工法※3	
Ⅰ～Ⅳ地域	33,000	57,000	95,000	38,000
Ⅴ・Ⅵ地域	35,000	59,000	97,000	40,000

※1 窓の面積とは、呼称寸法で計算された面積をいう。
※2 建具交換とは、障子部分である「建具＋ガラス」を一体として交換することをいう。
※3 カバー工法とは、既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける方法をいう。

2-3 集合住宅(分譲・賃貸)の全体改修

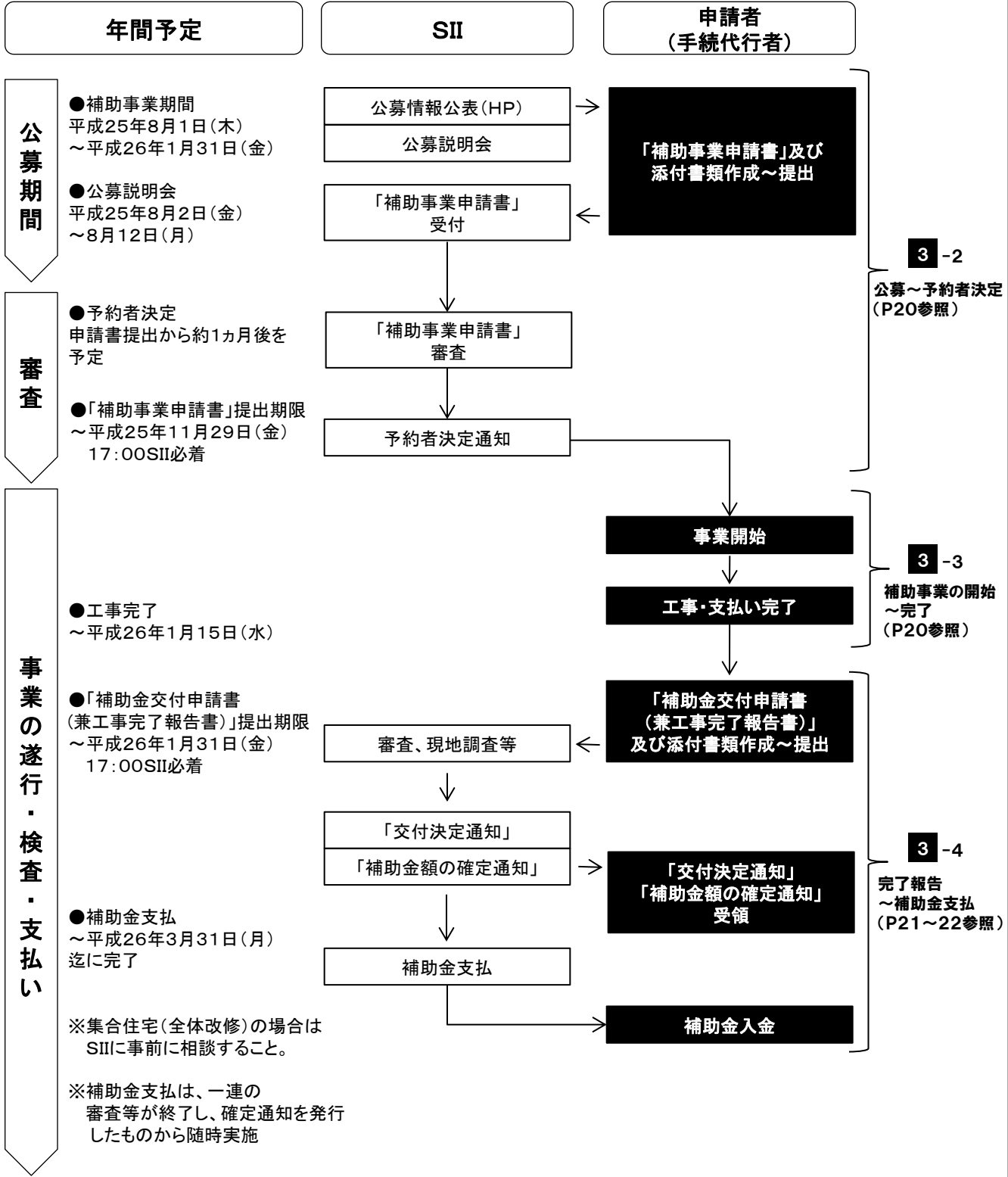
- ・集合住宅の改修にあつては、下表による。
- ・申請にあたっては、事前にSIIに相談すること。

対象	分譲		賃貸等	
	住戸部の改修	全体の改修	住戸部の改修	全体の改修
申請者	管理組合		所有者	
改修部位	・住戸部の共用部である窓、又は窓部の建具部分、及びガラス部分の改修をいう。 ・ただし、原則全住戸を改修することとする。 ・エントランス、廊下、階段室、集会室等の住戸部以外の共用部は対象外とする。	・屋根、外壁、床等の共用部で住戸部に係る部位を改修すること。 ・エントランス、廊下、階段室、集会室等の住戸部以外の共用部は対象外とする。	・住戸部の、窓、又は窓部の建具部分、及びガラス部分の改修をいう。 ・ただし、原則全住戸を改修することとする。 ・エントランス、廊下、階段室、集会室等の住戸部以外の共用部は対象外とする。	・屋根、外壁、床等の共用部で住戸部に係る部位を改修すること。 ・エントランス、廊下、階段室、集会室等の住戸部以外の共用部は対象外とする。
エネルギー計算	P14「表7 エネルギー計算結果早見表」に準ずる。	・当該集合住宅の住戸部の全エネルギー消費量の15%を削減するものであること。 ・個別のエネルギー削減計算書を添付すること。	P14「表7 エネルギー計算結果早見表」に準ずる。	・当該集合住宅の住戸部の全エネルギー消費量の15%を削減するものであること。 ・個別のエネルギー削減計算書を添付すること。
補助費用	P15「①補助対象費用の範囲」及び「②補助対象費用の計算」に準ずる。	P15「①補助対象費用の範囲」に準ずる。	P15「①補助対象費用の範囲」及び「②補助対象費用の計算」に準ずる。	P15「①補助対象費用の範囲」に準ずる。
提出する書類等	P28、29参照のこと。			
その他	原則、単年度事業とする。ただし、止むを得ない事由があり、SIIの事前承認が得られた場合に限り複数年事業を認める。			

3. 事業の実施

3 事業の実施方法

3-1 事業スケジュール



3-2 公募～予約者決定

(1)事業の公募について

SIIは、補助事業を行おうとする者に対し公募を行い、必要に応じて説明を行う。
また、SIIは、専用のホームページ(<http://www.zero-ene.jp/material/>)に公募記事を掲載する。

(2)申請について

申請者は、「5. 補助事業申請書及び添付書類の記入例(P31以降参照)」に従って提出に必要な書類※1を作成し、1部(正本)をSII指定の提出先※2に郵送すること。

※1 P25～29「必要提出書類について」参照

※2 P30「申請書提出先及び問合わせ先」参照

(3)手続代行者について

申請者は、申請について、第三者に依頼することができる。申請の手続きを代行するもの(以下、「手続代行者」という。)は、申請者の了解の下で依頼された内容について、間違いや不備等のないよう注意して申請を行うこと。手続代行者による申請の場合、申請書類に関するSIIからの問い合わせや訂正依頼に対応できることを要件とする。原則として手続代行者へ連絡をするので、申請者の不利益にならぬように対応すること。交付決定通知等の正式な通知書面等は申請者に郵送する。

(4)予約者の決定について

予約者の決定とは、補助事業申請書を受け付けた後、その内容が適正であると認められる者に対し受理した旨を通知するもので、補助金交付及び金額を決定するものではないので注意すること。

(注1) 予約者の決定については、採択、不採択に関わらず文書にて申請者に通知する。
個別の問い合わせについては応じられませんのであらかじめご了承ください。

3-3 補助事業の開始～完了

(1)補助事業の開始について

予約者決定の通知を受けた後、導入しようとする補助対象の工事に着工すること。
(予約者決定前の事前着工は認められないので注意すること。)

(2)補助事業の計画変更について

補助事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合は、あらかじめSIIに報告し、SIIの指示に従うものとする。

(3)工事完了日について

工事完了日とは、申請内容に係る工事及び補助対象工事費用の支払いが完了した日のことをいう。
平成26年1月15日(水)までに完了すること。

例) 工事完了:1/9 支払い完了:1/10 の場合、工事完了日は1/10

工事完了:1/9 支払い完了:1/7 の場合、工事完了日は1/9

3-4 完了報告～補助金支払

(1)完了報告及び額の確定について

補助事業者は、工事が完了したら、「補助金交付申請書(兼工事完了報告書)」(以下、「交付申請書」という)及び、必要書類^{※1}を工事完了日から30日以内又は平成26年1月31日(金)のいずれか早い日までに、SIIに提出すること。SIIは、交付申請書の提出を受け、申請内容に係る工事・費用等の審査を行い、かつ必要に応じて現地調査を行う。SIIは、上記審査等にて内容が適正であると認めた時、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、「交付決定通知書」にて交付の決定を通知し、「補助金確定通知書」にて補助金額の確定を通知する。

※1 必要書類に関しては、別途「予約者決定通知書」に同封される「関連書類作成要領書」を参照のこと。

(2)現地調査について

- ① 現地調査は、補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する調査であり、補助金の額を確定するためのものである。
- ② 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、予約者決定の取消しとなり、補助金の支払いが出来ない場合があるので注意すること。
- ③ 不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となる。

(3)補助金支払について

SIIは、補助金確定通知書にて補助金額を通知した後、補助金を支払う。

(4)事業成果の公表について

本事業は省エネルギー効果等を要件としており、事業効果の検証のため、SIIからエネルギーデータの提出を求める場合がある。

(5)取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

補助事業者は、補助金受領日から10年間の内に取得財産等を処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、あらかじめ「財産処分申請書(様式第7)」をSIIに提出し、その承認を受けなければならない。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金(年利10.95%)とともに補助金全額の返還を求めることがある。

SIIは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとする。

(6)交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規程に違反する行為がなされたと判断した場合、次の措置が講じられることに注意すること。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ② 適正化法第29条の規定による罰則及び第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
- ③ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

※ 適正化法:補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)
最終改正:平成14年12月13日法律第152号

<個人情報の利用目的について>

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用することがある。

その場合、国が認める外部機関に提供を行う場合がある。

また、同一の設備等に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがある。

3-5 その他注意事項

申請者、手続代行者は、特に以下の点に注意すること。

- ①「補助事業申請書(様式第1)」は1物件に付き1申請とする。また、同一人が複数物件の申請をすることは認めない。(申請者は申請する住宅の所有者であり、当該住宅に常時居住する者でなければならない。)ただし、集合住宅の管理組合等はこの限りではない。
- ② 同一物件において、違う製品区分であっても2度の申請は認めない。
- ③「補助事業申請書(様式第1)」の申請者の捺印は、実印であること。
- ④ 申請者は、1名もしくは連名どちらでもよいが、申請後の変更は原則として認められない。
なお、連名の場合は全申請者分の捺印を必要とする。
- ⑤ ①を満たしかつ各戸が補助対象要件を満たしている二世帯住宅で、各戸を区分登記できないものは、1世帯の申請とする。(場合により区分登記された表示登記書を提出する。)
- ⑥ 申請内容の変更は原則認められないが、内容に変更(条件を満たす高性能建材を、同等以上の性能のものに変更する場合等)の可能性が生じた場合は、予めSIIに報告し、SIIの指示に従うこと。
- ⑦ 申請者本人又は本人と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係わる場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を補助対象費用とすること。
- ⑧ 手続代行者は事業の進捗管理を行い、予定通り工事が完了するように努めること。
適宜、SIIからその状況報告を求めることがある。
- ⑨ 平成26年1月15日(水)までに、申請内容に係る工事及び補助対象工事の支払いを必ず完了すること。
- ⑩ 工事完了の日から30日以内又は平成26年1月31日(金)のいずれか早い日までに、「補助金交付申請書(兼工事完了報告書)」をSIIに必ず提出すること。
期日に遅れた場合は、補助事業への申請を取り下げたものとみなす。
- ⑪ 申請者(予約者)は最後まで事業を遂行することを心がけること。尚、補助事業者の辞退・取り下げが集中するような手続代行者の申請案件については次年度以降、申請を受理しない場合等があるので、注意すること。
- ⑫ 補助金交付後、補助対象となる住宅は、補助金受領日から10年間の内は解体、廃棄、転売、処分等をSIIの承認なしに行うことは出来ない。
- ⑬ 当該事業で導入した高性能建材については、SIIが補助事業の対象となり得るとして指定したものであり、補助対象製品導入に係る補助事業者と施工会社等との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではない。万一上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しないので注意すること。
- ⑭ 申請者、手続代行者は、不正行為を回避するために以下について注意するとともに、確実に実行すること。
 - ・申請者、手続代行者は、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはならない。その内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な申請をすること。
 - ・申請者、手続代行者は、公募要領について熟読し十分理解した上で申請をすること。
 - ・申請者、手続代行者は、不正をした事が明らかになったときは、補助金が支払われないこと、不正な行為により補助金を受給したときは、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、適正に手続きを行うこと。
 - ・不正があった場合に、申請者と手続代行者間の責任の所在が明確にならない可能性があるため、責任の所在について、必要に応じ、申請者と手続代行者の間で受託契約を結ぶ事を推奨する。

(注1)表紙裏の“補助金の交付申請又は受給される皆様へ”についても確認すること。

4. 申請の方法

4 申請の方法

4-1 必要提出書類について

(1)個人申請の場合

■各提出書類の内容(個人申請用) ※提出の必要有無に関しては次頁参照

No.	様式	書類名	内容
1		提出書類チェックリスト	・以降の書類について、添付漏れがないかチェックするもの。(手続代行者のチェックでも可)
2	様式第1	補助事業申請書 【個人】	・SIIが指定する補助事業申請書に記入すること。
3	定型様式1	実施計画書 【個人】	・申請する住宅の断熱改修工事仕様を明記すること。
4	自由	工程表	・本事業の工程予定表
5 費用関係書類	定型様式2	費用総括表 【個人】	・費用明細書を基に、補助対象合計金額(税抜)を総括表に記入すること。
	定型様式3	費用明細書 【個人】	・SIIが指定する費用計算に基づいて、製品区分ごとに記入すること。 (材工一式での費用表記は不可) ・費用明細書と費用総括表の整合性が取れていること。
	自由	見積書の写し	工事請負契約予定の費用明細書と整合する見積書のうち、下記の該当箇所を抜粋し、写しを添付すること。 (1) 工事請負契約の全体見積金額が記載されている箇所 (2) 補助対象工事に係る見積内容が記載されている箇所 (補助対象外が含まれていても可) ※申請用に別途、見積書を作成する必要はない。 ※(2)は補助対象が含まれていることが分かるように、備考欄等にその旨(例:補助対象を含む等)を記入するか、費目にマーク等を記すこと。
6 建築図面	自由	平面図 (1/100以上)	・階層全てにおいて提出すること。 ・部屋名が明記されていること。 (実施計画書に記載の部屋名と同じ表現とし、部屋面積を㎡表記で記載) ・床面積の求積が明記されていること。 ・改修箇所(面積)が明記されていること。 ※手書きの場合は、縮尺を合わせること。
		立面図 (1/100以上)	・東西南北全て(窓等のサイズ・設置位置等を明記したもの) ※手書きの場合は、縮尺を合わせること。
7	自由	改修前写真	・申請する住宅の改修前の全景写真を提出すること。
8	自由又は 定型様式4	個別エネルギー 計算書	・「エネルギー計算結果早見表」において、「定型様式4」による個別の申請に該当する組合せの場合のみ提出すること。 ・集合住宅の場合は、自由書式で個別に計算書を提出すること。
9	自由又は 定型様式5	Q値算出計算書	・上記のエネルギー計算書で使用する住宅の熱損失係数Q値について、根拠となる計算書を提出すること。
10	自由	住民票	・本事業の対象製品を設置する場所の住所のもので、3ヵ月以内に発行されたもの。
11	自由	管理組合の 管理規約等	・集合住宅管理組合の管理規約等。 ※分譲マンションにおいて個人が申請する場合、共用部とみなされている窓等を居住者が改修することについて管理組合が承諾する旨、記載があること。 ※「管理規約」が提出できない場合は「管理組合総会の議事録」で代用可とする。 (共用部の改修について管理組合が承諾する旨、記載があること。)
12	定型様式6	交付要件等確認書	・申請者自身が提出書類一式について責任を持ち、本事業の内容、交付要件、提出書類、個人情報の利用等について確認し了解した上で申請し、且つ虚偽、不正のないことを確認するための書類。 ・必ず申請者自身が署名し印鑑登録印を捺印すること。(手続代行者の作成は不可)

提出書類は、下記の順番でファイル(A4)に綴じ込み提出すること。

■提出書類一覧(個人申請用) ○:提出必須 該:該当者のみ提出

No.	様式	書類名	申請建物の形態		正本 ※SIIへ提出	副本 ※申請者控え
			戸建住宅	集合住宅		
1		提出書類 チェックリスト	○	○	原本	コピー
2	様式第1	補助事業申請書 【個人】	○	○	原本	コピー
3	定型様式1	実施計画書 【個人】	○	○	原本	コピー
4	自由	工程表	○	○	原本	コピー
5 費用 関係 書類	定型様式2	費用総括表 【個人】	○	○	原本	コピー
	定型様式3	費用明細書 【個人】	○	○	原本	コピー
	自由	見積書の写し	○	○	コピー	コピー
6 建築 図面	自由	平面図 (1/100以上)	○	○	コピー	コピー
		立面図 (1/100以上)	○	○		
7	自由	改修前写真	○	○	原本	コピー
8	自由又は 定型様式4	個別エネルギー計算書	該※1	該※1	原本	コピー
9	自由又は 定型様式5	Q値算出計算書	該※1	該※1	原本	コピー
10	自由	住民票	○	○	原本	コピー
11	自由	管理組合の管理規約等		該※2	コピー	コピー
12	定型様式6	交付要件等確認書	○	○	原本	コピー

※1 P12～14の「エネルギー計算結果早見表」において、「定型様式4による個別の申請」又は「個別計算による申請」に該当する組合せの場合のみ提出すること。(No8のエネルギー計算は戸建の場合は「定型様式4」を使用して、集合住宅の場合は、自由書式で個別に計算書を提出すること。)

※2 居住する集合住宅において、共用部とみなされている窓等を申請する場合のみ提出すること。
「管理規約」を提出できない場合は「管理組合総会の議事録」で代用可とする。

(2)集合住宅全体申請の場合

■各提出書類の内容(集合住宅全体申請用) ※提出の必要有無に関しては次頁以降参照

No.	様式	書類名	内容
1		提出書類チェックリスト	・以降の書類について、添付漏れがないかチェックするもの。(手続代行者のチェックでも可)
2	様式第1	補助事業申請書 【集合住宅全体】	・SIIが指定する補助事業申請書に記入すること。
3	定型様式1	実施計画書 【集合住宅全体】	・申請する住宅の断熱改修工事仕様を明記すること。
4	自由	工程表	・本事業の工程予定表
5 費用関係書類	定型様式2	費用総括表 【集合住宅全体】	・費用明細書を基に、補助対象合計金額(税抜)を総括表に記入すること。
	定型様式2-2	費用集計表 【集合住宅全体】	・費用明細書の該当する改修方法毎に材工費用を記入すること。
	定型様式3	費用明細書 【集合住宅全体】	・SIIが指定する費用計算に基づいて、製品区分ごとに記入すること。(材工一式での費用表記は不可) ・費用明細書と費用総括表、費用集計表の整合性が取れていること。
	自由	見積書の写し	工事請負契約予定の費用明細書と整合する見積書のうち、下記の該当箇所を抜粋し、写しを添付すること。 (1) 工事請負契約の全体見積金額が記載されている箇所 (2) 補助対象工事に係る見積内容が記載されている箇所(補助対象外が含まれていても可) ※申請用に別途、見積書を作成する必要はない。 ※(2)は補助対象が含まれていることが分かるように、備考欄等にその旨(例:補助対象を含む等)を記入するか、費目にマーク等を記すこと。
6 建築図面	自由	平面図 (1/100以上)	・階層全てにおいて提出すること。 ・部屋名が明記されていること。 ・床面積の求積が明記されていること。 ・改修箇所(面積)が明記されていること。
		立面図 (1/100以上)	・東西南北全て
7	自由	建物登記簿謄本	・申請する住宅の建物登記簿謄本で、3ヵ月以内に発行されたもの。
8	自由	改修前写真	・申請する住宅の改修前の全景写真を提出すること。
9	自由	エネルギー計算書	・個別計算による計算書を提出すること。
10	自由	実在証明書	<申請者が法人の場合> 申請者の実在証明が可能な下記書類のうちいずれかひとつを提出すること。 ・商業登記の現在事項証明書 ・商業登記の履歴事項証明書 ・法人印の印鑑登録証明書 <申請者が非法人の場合> 申請者の実在証明が可能な下記書類全てを提出すること。 ただし、個人所有の場合は管理規約と議事録の提出は必要ない。 ・管理組合の管理規約(理事長等選任の方法について記載があること) ・理事長等選任の議事録 ・理事長等個人の下記の書類のうちいずれか一つの写し。※有効期限内のものであること。 ①運転免許証 ②健康保険証 ③住民基本台帳カード ④パスポート 等
			申請者の財務状況がわかる下記書類を全て提出すること。 <申請者が法人の場合> ・直近3期分の決算報告書(貸借対照表・損益計算書・財産目録)のコピー <申請者が非法人の場合(賃貸集合住宅の個人所有含む)> ・財務諸表に相当する会計資料のコピー ・預貯金残高が確認できる銀行口座のコピー
11	自由	財務諸表	
12	自由	管理組合の管理規約等	・集合住宅管理組合の管理規約等。
		管理組合総会の議事録	・本事業に関わる改修決議を行った際の議事録。
13	定型様式6	交付要件等確認書	・申請者自身が提出書類一式について責任を持ち、本事業の内容、交付要件、提出書類、個人情報利用等について確認し了解した上で申請し、且つ虚偽、不正のないことを確認するための書類。 ・必ず申請者自身が署名し印鑑登録印を捺印すること。(手続代行者の作成は不可)

提出書類は、下記の順番でファイル(A4)に綴じ込み提出すること。

■提出書類一覧(集合住宅(分譲)全体申請用)
提出書類の詳細については、事前にSIIに相談すること。 ○:提出必須 該:該当者のみ提出

No.	様式	書類名	管理組合の代表者		正本 ※SIIへ提出	副本 ※申請者控え
			法人の場合	非法人の場合		
1		提出書類 チェックリスト	○	○	原本	コピー
2	様式第1	補助事業申請書 【集合住宅全体】	○	○	原本	コピー
3	定型様式1	実施計画書 【集合住宅全体】	○	○	原本	コピー
4	自由	工程表	○	○	原本	コピー
5 費用 関係 書類	定型様式2	費用総括表 【集合住宅全体】	○	○	原本	コピー
	定型様式2-2	費用集計表 【集合住宅全体】	○	○	原本	コピー
	定型様式3	費用明細書 【集合住宅全体】	○	○	原本	コピー
	自由	見積書の写し	○	○	コピー	コピー
6 建築 図面	自由	平面図 (1/100以上)	○	○	コピー	コピー
		立面図 (1/100以上)				
7	自由	建物登記簿謄本	○	○	原本	コピー
8	自由	改修前写真	○	○	原本	コピー
9	自由	エネルギー計算書	該※1	該※1	原本	コピー
10	自由	実在証明書	○	○	原本※2	コピー
11	自由	財務諸表	○	○	コピー	コピー
12	自由	管理組合の管理規約等	○	○	コピー	コピー
		管理組合総会の議事録	○	○	コピー	コピー
13	定型様式6	交付要件等確認書	○	○	原本	コピー

※1 個別計算による計算書を提出すること。
※2 非法人の場合はコピーで可とする。

提出書類は、下記の順番でファイル(A4)に綴じ込み提出すること。

■提出書類一覧(集合住宅(賃貸)及び社宅等全体申請用)
提出書類の詳細については、事前にSIIに相談すること。 ○:提出必須 該:該当者のみ提出

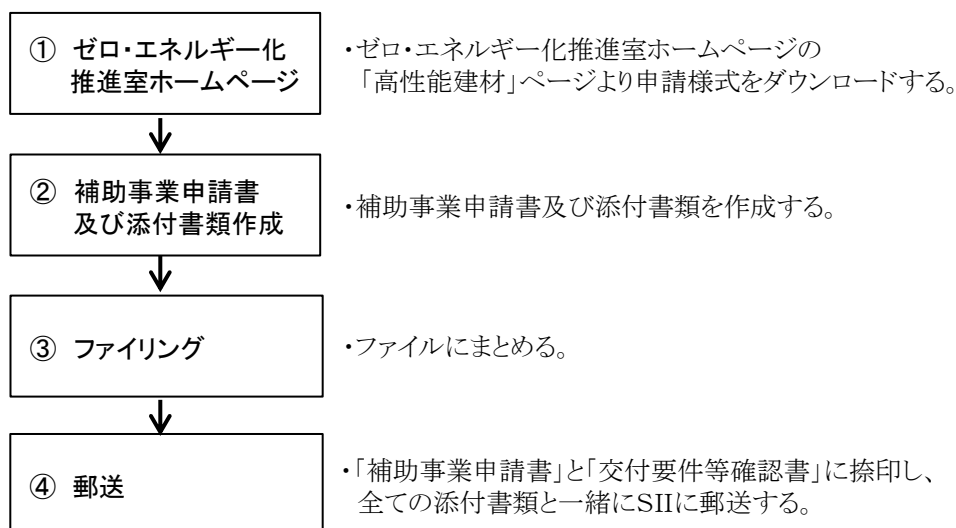
No.	様式	書類名	管理組合の代表者		正本 ※SIIへ提出	副本 ※申請者控え
			法人の場合	非法人の場合		
1		提出書類 チェックリスト	○	○	原本	コピー
2	様式第1	補助事業申請書 【集合住宅全体】	○	○	原本	コピー
3	定型様式1	実施計画書 【集合住宅全体】	○	○	原本	コピー
4	自由	工程表	○	○	原本	コピー
5 費用 関係 書類	定型様式2	費用総括表 【集合住宅全体】	○	○	原本	コピー
	定型様式2-2	費用集計表 【集合住宅全体】	○	○	原本	コピー
	定型様式3	費用明細書 【集合住宅全体】	○	○	原本	コピー
	自由	見積書の写し	○	○	コピー	コピー
6 建築 図面	自由	平面図 (1/100以上)	○	○	コピー	コピー
		立面図 (1/100以上)				
7	自由	建物登記簿謄本	○	○	原本	コピー
8	自由	改修前写真	○	○	原本	コピー
9	自由	エネルギー計算書	該※1	該※1	原本	コピー
10	自由	実在証明書	○	○	原本※2	コピー
11	自由	財務諸表	○	○	コピー	コピー
12	定型様式6	交付要件等確認書	○	○	原本	コピー

※1 個別計算による計算書を提出すること。

※2 非法人の場合はコピーで可とする。

4-2 申請方法

- ・ゼロ・エネルギー化推進室ホームページの「高性能建材」のページ(<http://www.zero-ene.jp/material/index.html>)より「申請様式」をダウンロードし、提出に必要な書類を作成する。
- ・申請者は、公募期間中に以下の書類を2部作成し、捺印した正本1部をSIIに提出すること。
副本1部は申請者の控えとすること。
- ・申請書類はA4ファイル綴じとし、一冊にまとめ、ファイルには表紙及び背表紙に申請者名を記入すること。
- ・各書類が脱落しないように工夫すると共に、P26・28～29の書類名毎の順番にインデックス(数字不可)を付けた中仕切りを挿入し、閲覧しやすいようにまとめること。



4-3 申請書提出期間及び提出先

(1) 申請書提出期間

平成25年8月1日(木) ～ 平成25年11月29日(金) ※17:00 SII必着

(2) 申請書提出先及び問合わせ先

【提出先】

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル5階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ
『既築住宅における高性能建材導入促進事業』 申請係

※『既築住宅における高性能建材導入促進事業 申請書在中』と必ず記入のこと。

※SIIから申請者に対して申請書を受け取った旨の連絡はしないので、配送事故に備え配送状況が確認できる手段を使用すること。日本郵便の場合は「ゆうパック」や「簡易書留」等を使用すること。

※郵送先の宛先には略称SIIを使用しないこと。

【問合わせ先】

TEL:03-5565-4131 (平日10時～17時)

FAX:03-5565-4134

※通話料がかかるので注意すること。

5. 補助事業申請書 及び添付書類の記入例

- ・提出書類チェックリスト
- ・補助事業申請書(様式第1)
- ・実施計画書(定型様式1)
- ・費用総括表(定型様式2)
- ・費用明細書(定型様式3)
- ・エネルギー計算書(定型様式4)
- ・交付要件等確認書(定型様式6)

(注1) 集合住宅全体改修の申請にあたっては、書類の記入方法等を事前にSIIに相談すること。

5 補助事業申請書及び添付書類の記入例

5-1 個人・戸建住宅申請の場合

(1)提出書類チェックリスト

提出書類チェックリスト

申請者名		
手続代行者名		
申請建物の形態	☒ 戸建住宅	☐ 集合住宅

・申請者名を記入
・手続代行者がいる場合は手続代行者名を記入
・申請建物の形態は「戸建住宅」を選択する

「戸建住宅」の申請に必要な提出書類を全て揃える

◆提出書類にある ○: 提出必須 該: 該当する申請者のみ提出が必要

No.	様式	書 類 名	提 出 形 態	提出書類		提出書類 チェック欄
				戸建住宅	集合住宅	
1	本紙	提出書類チェックリスト		○	○	
2	様式第1	補助事業申請書【個人】	原本(印付き)	○	○	
3	定型様式1	実施計画書【個人】	原本	○	○	
4	自由	工程表		○	○	
5	定型様式2	費用総括表【個人】	原本	○	○	
	定型様式3	費用明細書【個人】	原本	○	○	
	自由	見積書の写し		○	○	
6	自由	平面図(1/100以上)		○	○	
		立面図(1/100以上)		○	○	
7	自由	改修前写真	原本	○	○	
8	自由又は 定型様式4	個別エネルギー計算書 ※1	原本	該	該	
9	自由又は 定型様式5	Q値算出計算書 ※1	原本	該	該	
10	自由	住民票 ※2	原本	○	○	
11	自由	管理組合の管理規約等 ※3			該	
12	定型様式6	交付要件等確認書	原本(印付き)	○	○	

※1 P12～14の「エネルギー計算結果早見表」において、「定型様式4による個別の申請」又は「個別計算による申請」に該当する組合せの場合のみ提出すること。(No8のエネルギー計算は戸建の場合は「定型様式4」を使用して、集合住宅の場合は自由書式を使用して個別に計算書を提出すること。)

※2 住民票はいずれも発行から3か月以内のものとする。

※3 居住する集合住宅において、共用部とみなされている窓等を申請する場合のみ提出すること。
「管理規約」を提出できない場合は「管理組合総会の議事録」で代用可とする。

(2)補助事業申請書(様式第1)

様式第1 (補助事業申請書)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 赤池 学 殿

申請する日付を記入
※期限:平成25年8月1日(木)～
平成25年11月29日(金)まで

【 個 人 】
平成 25 年 〇〇 月 〇〇 日

申 請 者 郵 便 番 号 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇丁目〇〇番〇〇号
(ふりがな) 〇〇〇 〇〇〇
氏 名 〇〇 〇〇
電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
手続代行者 郵 便 番 号 △△△-△△△△
住 所 △△県△△市△△町 △△丁目△△番△△号
会 社 名 △△△△△株式会社
代 表 者 等 名 代表取締役社長 △△ △△

・申請者印は実印で捺印すること
(連名者がいる場合は連名者も実印を捺印)
・手続代行者印は代表者印を捺印すること
※認印は不可

実印

・申請する住宅の所在地を記入
・該当する住宅区分及び地域区分は、プルダウンから選択

代表者印

平成25年度 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金
(既築住宅における高性能建材導入促進事業)
補助事業申請書

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(既築住宅における高性能建材導入促進事業)交付規程第5条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の補助金の申請をします。

1. 工事対象住宅の情報

申請住宅の住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇 都道府県 〇〇 市区町村 〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
住宅区分	☒ 戸建住宅 ☐ 集合住宅
地域区分	I a・I b・II・III・IV a・IV b・V・VI

消費税をのぞいた対象費用総額の1/3の金額を記入
(補助限度額150万円を超える場合は150万円と記入)

2. 補助金交付申請予定額

〇〇〇〇〇〇〇 円(対象費用の1/3) 税抜
※補助限度額 一戸あたり150万円

工事の着工予定日を記入

3. 工事期間

着工予定日	平成 25 年 〇〇 月 〇〇 日	完了予定日	平成 25 年 〇〇 月 〇〇 日
-------	-------------------	-------	-------------------

4. 手続代行者連絡先

会社名	△△△△△株式会社	所 属	△△△△△
担当者	△△ △△	E-mail	△△△△△ @ △△△△.△△.△△
住 所	〒 △△△ - △△△△ △△ 都道府県 △△ 市区町村 △△町△△丁目△△番△△号	緊急連絡先(携帯等)	(△△△) △△△△ - △△△△
電話番号	(△△△) △△△ - △△△△		
F A X 番号	(△△△) △△△ - △△△△		

申請内容に係る工事及び支払いが完了した日のことをいう
※期限:平成26年1月15日(水)まで

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。
一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術の革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づき、当法人に提出するものです。

・担当者は問い合わせ等が確実にできる実務担当が望ましい
・電子メールが使用可能な場合は必ず電子メールアドレスを記入
・緊急時に連絡が取れる連絡先を記入

(3)実施計画書(定型様式1) 1/3

【個人・戸建】
定型様式1 (1/3)

実施計画書

申請する住宅についての
情報を記入

1. 申請者

氏名

電話番号

2. 住宅の概要

住宅区分

築年数

居住者人数

地域区分

工法

工事種別

延べ床面積

床面積

断熱改修面積

改修面積割合

3. 改修部位

組合せ番号と地域区分

断熱改修する部位を選択

エネルギー計算結果早見表から
該当する組合せ番号と地域区分を記入

窓			■ 外壁	■ 天井	□ 床	□ その他
■ 外窓	□ 内窓	□ その他				

4. エネルギー計算方法

エネルギー計算結果早見表		
使用する		使用しない
■ 計算不要	□ 所定の個別計算 (定型様式4)	□ 個別計算

5. 他の補助金への申請状況

他の補助金等に応募(申請)している、または申請予定の場合はその補助金等の名称を必ず記入すること。

□ 平成25年度 住宅・建築物省エネ改修等推進事業	□ 平成25年度 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)
□ 平成25年度 住宅のゼロ・エネルギー化推進事業	□ その他()

※今回申請する補助対象部分と重複して補助金等を受け取ることはできません。

(3)実施計画書(定型様式1) 2/3

【個人・戸建】
定型様式1 (2/3)

6. 導入する断熱仕様

住宅に導入する「窓」「断熱材」の仕様情報を記入

導入する断熱仕様の情報
情報を記入

※複数枚に及ぶ場合
(/ ページ)

< 窓 > ※熱貫流率 (U値): 2. 33以下[W/㎡・K]

部 位	熱貫流率 (U値)	登録製品型番	種 類		設置 箇所数
			ガラス種類	組み合わせる 窓種類	
窓1(外窓)	2.33	S2○○○○○○○○○○	Low-E 複層	樹脂	5
窓2(外窓)	2.33	S2○○○○○○○○○○	Low-E 複層	樹脂	3
窓3					

SIIに登録された高性能建材の
製品型番を記入

<断熱材> ※熱抵抗値 (R値): 2. 7以上[㎡・K/W]

熱的境界部位		熱抵抗値 (R値)	登録製品型番	断熱材の種類	面積 (㎡)
外壁	一般部	2.8	S3○○○○○○○○○○	住宅用高性能GW 14K	65.7
	階間部	2.8	S3○○○○○○○○○○	住宅用高性能GW 14K	5.6
天 井		4	S3○○○○○○○○○○	セルローズファイバー(吹込)	69.6
床	外気に接する部分				
	その他の部分				

吹込・吹付製品を申請する場合は、
施工業者の情報を記入
※SIIの指定する施工業者であること

※吹込・吹付製品を申請する場合は、以下に施工業者情報を記入すること

施工業者名	株式会社○○○○施工	支店名	○○○支店
-------	------------	-----	-------

<その他> ※熱貫流率 (U値): 2. 33以下[W/㎡・K]または熱抵抗値 (R値): 2. 7以上[㎡・K/W]

部 位	熱貫流率 (U値) または 熱抵抗値 (R値)	登録製品型番	種 類	設置 箇所数 または 面積(㎡)
その他1 ()				
その他2 ()				
その他3 ()				

(3)実施計画書(定型様式1) 3/3

7. 断熱改修する居室等の情報(該当のみ)

工事種別が「部分改修」の場合は記入
('全体改修'の場合は記入不要)

【個人・戸建】
定型様式1 (3/3)

工事種別が部分改修の場合、断熱改修を行う居室等の情報を記入

	室名 (断熱改修する全室名を記入) 【L、D、LD、LDK、寝室、和室、 洋室、浴室、トイレ、廊下等】	冷暖房機器 設置の有無 (有の場合は○を 選択する)	床面積 (㎡)
室名①	LD	○	21.53 ㎡
室名②	和室	○	16.56 ㎡
室名③	主寝室	○	13.25 ㎡
室名④	子供部屋	○	10.77 ㎡
室名⑤	子供部屋	○	10.77 ㎡

断熱改修面積
72.88 ㎡
延べ床面積
120.07 ㎡
改修面積割合
60.7 %

(4)費用総括表(定型様式2)

【個人・戸建】
定型様式2

①費用総括表

- ・費用明細を基に、断熱する部位ごとの補助対象合計金額を総括表に記入すること
- ・費用明細書の金額と整合性が取れるようにすること
- ・補助対象の合計金額は、必ず「税抜」で記入すること

費用明細書の補助対象費用の
設備費・工事費の合計を記入
※税抜

断熱部位	補助対象の合計金額		摘要
窓	計	404,500 円	
外壁	計	194,020 円	
床	計	円	
天井	計	87,000 円	
その他	計	円	
補助対象の見積り合計金額(A)		685,520 円	

②補助対象の上限金額算定

該当する工事種別および地域区分に■を付けること

- ☐ 全体改修
- ☐ I・II地域
- ☐ III～VI地域
- ☐ 部分改修
- ☐ I・II地域
- ☐ III～VI地域

該当する工事種別及び地域区分を選択

必ず税抜金額を記入
(小数点以下切り捨て)

公募要領P16の表8又は表9から該当する
部位別組合せ及び地域区分から上限単価を記入

上限価格表 組合せ番号	2-2	全体改修または部分改修部分の床面積 × 適用上限単価	算定上限金額 (小数点以下切り捨て)
地域区分	IVb		
部位数	3		
		72.88 m ² × 40,000 円/m ²	(B) 2,915,200 円
		補助対象の見積り合計金額 (A) 685,520 円	

公募要領P16の表8又は表9から
該当する組合せ番号及び部位数を記入

③適用補助対象金額・補助金交付申請予定額

- ・適用補助対象金額は、補助対象の見積り合計金額(A)と算定上限金額(B)で金額の低い方を採用すること
- ・補助金交付申請予定額が補助限度額(150万円)を超える場合は、【様式1 補助事業申請書】に150万円と転記すること

補助対象の見積り合計金額(A)
と算定上限金額(B)で金額の
低い方を記入

適用補助対象金額(C)	685,520 円
-------------	-----------

適用補助対象金額を1/3にした金額を記入
※小数点以下は切り捨て

補助金交付申請予定額 〔(C)÷3〕	228,506 円
-----------------------	-----------

(5)費用明細書(定型様式3)

費用明細書【窓】

【個人・戸建】
定型様式3

注1: 見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること
注2: 補助対象費用と補助対象外費用の合計が、別添の見積書(写)と相関がとれるようにすること
注3: 図面上該当No.は配置図との整合性をとり記入すること

SIIに登録された高性能建材の
製品型番を記入

数枚に及ぶ場合
/ ページ)

<補助対象費用>

費目	図面上 該当No.	工事 区分	製品型番	メーカー	製品名	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等
材料費	①	外窓	S2000000000	0000	000W1870×H2030	5	ヶ所	41,500	207,500	
	②	外窓	S2000000000	0000	000W1870×H1370	3	ヶ所	29,000	87,000	
									0	
									0	
									0	
									0	
									0	
									0	
									0	
									0	
材料費計									294,500	—
費目	工事内容					数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考
工事費	外窓 W1870×H2030 取付					5	ヶ所	7,000	35,000	
	外窓 W1870×H1370 取付					3	ヶ所	5,000	15,000	
	解体・撤去					8	ヶ所	3,000	24,000	
	壁補修					0	ヶ所	0	0	
	仮設・養生					1	式	20,000	20,000	
	運搬					1	式	16,000	16,000	
									0	
									0	
									0	
									0	
工事費計									110,000	—
補助対象合計金額[税抜]									404,500	—

該当する工事区分を、
内窓、外窓、その他より選択

必ず税抜金額を記入

標準価格・オープン価格
を記入

図面上該当No.は配置図との
整合性をとり記入

補助対象となる材料費を記入

外壁と同時に改修をする場合
「壁補修費」は計上不可

「仮設・養生費」「運搬費」については
全体の工事費用からの按分等で算出

補助対象製品の設置・取付に必要な費用の内、
補助対象となる工事費を記入
※「仮設・養生費」「運搬費」以外は一式でまとめたの記入は不可

必ず税抜金額を記入

<補助対象外費用>

費目		工事内容	金額(円) [税抜]	備考
補助 対象外 費用		補助対象外費用が見積書に 含まれている場合は記入	0	
			0	
			0	
			0	
			0	
補助対象外合計金額[税抜]			0	—

補助対象外費用が見積書に
含まれている場合は記入

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

(6)エネルギー計算書(定型様式4)

個別エネルギー計算書(戸建住宅用)

【個人・戸建】
定型様式4

(1)計算手順

- ①「断熱改修前の住宅の熱損失係数Q値」(Qa)を算出 ※「Q値算出計算書」を要別添
- ②「断熱改修前の一次エネルギー消費量」(Ea)を算出 ※「住宅事業主の判断の基準の算定プログラムに基づく算定シート」を要別添
「住宅事業主の判断の基準の算定プログラム」にて、下記の入力条件で求める
<入力条件>
【断熱】の項目は、①で算出したQ値(Qa)を入力
【暖房】【冷房】【換気】【給湯】【照明】の項目は、当該住宅(改修前)の設備仕様を入力
- ③「断熱改修前の空調設備一次エネルギー消費量」(AEa)を算出
②で算定された「暖房設備一次エネルギー消費量」と「冷房設備一次エネルギー消費量」の和を求める
- ④「断熱改修後の住宅の熱損失係数Q値」(Qb)を算出 ※「Q値算出計算書」を要別添
- ⑤「断熱改修後の一次エネルギー消費量」(Eb)を算出 ※「住宅事業主の判断の基準の算定プログラムに基づく算定シート」を要別添
「住宅事業主の判断の基準の算定プログラム」にて、下記の入力条件で求める
<入力条件>
【断熱】の項目は、④で算出したQ値(Qb)を入力
【暖房】【冷房】【換気】【給湯】【照明】の項目は、改修前と同じ設備仕様(②で入力した数値等と同じ)を入力
- ⑥「断熱改修後の空調設備一次エネルギー消費量」(AEb)を算出
⑤で算定された「暖房設備一次エネルギー消費量」と「冷房設備一次エネルギー消費量」の和を求める
- ⑦ 一次エネルギー消費削減率の算出
②で求めた「断熱改修前の一次エネルギー消費量」に「家電分の一次エネルギー消費量」を加えたものを分母とし、
③で求めた「断熱改修前の空調設備一次エネルギー消費量」と⑥で求めた「断熱改修後の空調設備一次エネルギー消費量」の差を分子とし、
求める ※家電分の一次エネルギー消費量=21.2 (GJ / 戸・年)

(断熱改修前の空調設備一次エネルギー消費量 - 断熱改修後の空調設備一次エネルギー消費量)

一次エネルギー消費削減率 = (断熱改修前の一次エネルギー消費量 + 家電分の一次エネルギー消費量)

= (AEa - AEb)

= (Ea + 21.2) × 100 ≧ 15%

⑤で一次エネルギー消費削減率15%を達成できなかった場合は、「エアコン等の空調設備改修による空調設備一次エネルギー消費量」を加算して計算が可能。(⑧以下の手順で計算)
なお、導入するエアコン等は、高性能のものとし、特にエアコンにおいては統一省エネラベル5つ星以上とする。

- ⑧「空調設備改修による空調設備一次エネルギー消費量」(AEc)を算出
「住宅事業主の判断の基準の算定プログラム」にて、下記の入力条件で求める
※「住宅事業主の判断の基準の算定プログラムに基づく算定シート」を要別添
<入力条件>
【断熱】【換気】【給湯】【照明】の項目は、改修前と同じ設備仕様(②⑤で入力した数値等と同じ)を入力
【暖房】【冷房】の項目は、改修後の設備仕様を入力

- ⑨ 一次エネルギー削減率Ⅱの算出
⑦の計算式に、⑧で求めた「空調設備改修による空調設備一次エネルギー消費量」を加味して求める

一次エネルギー消費削減率Ⅱ = (AEa - AEb) + (AEb - AEc)

(Ea + 21.2) × 100 ≧ 15%

(2)計算ツール

- ①「AEa」「AEb」「Ea」の値を以下に入力し、「一次エネルギー消費削減率」を算出

AEa	AEb	Ea	一次エネルギー削減率	=	11.1	%	≧ 15%
40	30	69					

- ②「AEc」の値を以下に入力し、「一次エネルギー消費削減率Ⅱ」を算出
※①で一次エネルギー消費削減率15%を達成できなかった場合のみ

AEc	一次エネルギー削減率Ⅱ	=	15.5	%	≧ 15%
25					

3カ所すべてに数値を記入

左記「AEa」「AEb」「Ea」に数値を記入すると
自動計算される

(7)交付要件等確認書(定型様式6)

全ての項目を確認、チェックすること

交付要件等確認書

(交付要件について)	確認欄
当事業の交付要件(公募要領P5～8)について、全て確認し了承している。	☐
(補助事業者の資格)	
申請者は、申請する既築住宅の所有者であり、その住宅に常時居住する。	☐
(工事請負契約及び工事期間について)	
申請時点(今現在)において、補助対象の着工は行っていない。 また、公募開始後(平成25年8月1日)から予約者決定前に建物本体の契約をする場合は覚書等を交わしている。	☐
予約者決定以降、工事着工することを理解し、了承している。	☐
平成26年1月15日までに、申請内容に係る工事及び支払いが完了する予定である(施工予定会社等に確認している)。	☐
(個人情報の利用目的について)	
当事業における個人情報の利用目的(公募要領P22)について理解し、了承している。	☐
(申請提出書類一式について)	
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。	☐
(申請する住宅の仕様について)	
SIIに登録された高性能建材を導入し、住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減する住宅であることを確認している。	☐
導入する高性能建材の性能が損なわれないように、適切に施工される住宅であることを確認している。	☐
補助対象製品に係る申請者と施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証等、知的財産権等をSIIは保証しないこと及び万一、前述に関する紛争等が起きてもSIIは関与しないことを理解し、了承している。	☐
(予約者の選定について)	
当事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。	☐
補助率が1/3(補助限度額150万円/1戸)より下がる場合もあることを理解し、了承している。	☐
(現地調査及び取材等の協力)	
SIIが交付決定の審査のために現地調査を行う際、協力できる。	☐
補助事業者となった際に、SIIが行う取材等に協力できる。	☐

※必ず申請者ご本人がチェック及び記入してください。(手続代行者の代筆は不可)
※チェック欄のうち、ひとつでもチェックしていない項目がある場合は、不受理とさせていただきますので予めご了承ください。

以上の内容に相違ありません。

平成 年 月 日

申請者氏名 _____ 印

必ず申請者ご本人がご署名、実印でのご捺印下さい。 ※手続代行者不可

必ず申請者自身が署名・捺印すること
※手続代行者は不可とする

5-2 個人・集合住宅申請の場合

(1)提出書類チェックリスト

- ・申請者名を記入
- ・手続代行者がいる場合は手続代行者名を記入
- ・申請建物の形態は「集合住宅」を選択する

提出書類チェックリスト

申請者名		
手続代行者名		
申請建物の形態	☐ 戸建住宅	☒ 集合住宅

「集合住宅」の申請に必要な
提出書類を全て揃える

◆提出書類にある ○: 提出必須 該: 該当する申請者のみ提出が必要

No.	様式	書 類 名	提 出 形 態	提出書類		提出書類 チェック欄
				戸建住宅	集合住宅	
1	本紙	提出書類チェックリスト		○	○	
2	様式第1	補助事業申請書【個人】	原本(印付き)	○	○	
3	定型様式1	実施計画書【個人】	原本	○	○	
4	自由	工程表		○	○	
5	定型様式2	費用総括表【個人】	原本	○	○	
	定型様式3	費用明細書【個人】	原本	○	○	
	自由	見積書の写し		○	○	
6	自由	平面図(1/100以上)		○	○	
		立面図(1/100以上)		○	○	
7	自由	改修前写真	原本	○	○	
8	自由又は 定型様式4	個別エネルギー計算書 ※1	原本	該	該	
9	自由又は 定型様式5	Q値算出計算書 ※1	原本	該	該	
10	自由	住民票 ※2	原本	○	○	
11	自由	管理組合の管理規約等 ※3			該	
12	定型様式6	交付要件等確認書	原本(印付き)	○	○	

- ※1 P12～14の「エネルギー計算結果早見表」において、「定型様式4による個別の申請」又は「個別計算による申請」に該当する組合せの場合のみ提出すること。(No8のエネルギー計算は戸建の場合は「定型様式4」を使用して、集合住宅の場合は自由書式を使用して個別に計算書を提出すること。)
- ※2 住民票はいずれも発行から3ヵ月以内のものとする。
- ※3 居住する集合住宅において、共用部とみなされている窓等を申請する場合のみ提出すること。
「管理規約」を提出できない場合は「管理組合総会の議事録」で代用可とする。

(2)補助事業申請書(様式第1)

様式第1 (補助事業申請書)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 赤池 学 殿

申請する日付を記入
※期限:平成25年8月1日(木)～
平成25年11月29日(金)まで

【 個 人 】
平成 25 年 〇〇 月 〇〇 日

申 請 者 郵 便 番 号 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇丁目〇〇番〇〇号
(ふりがな) 〇〇〇 〇〇〇
氏 名 〇〇 〇〇
電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
手続代行者 郵 便 番 号 △△△-△△△△
住 所 △△県△△市△△町 △△丁目△△番△△号
会 社 名 △△△△△株式会社
代 表 者 等 名 代表取締役社長 △△ △△

- ・申請者印は実印で捺印すること
(連名者がある場合は連名者も実印を捺印)
- ・手続代行者印は代表者印を捺印すること
※認印は不可

実印

- ・申請する住宅の所在地を記入
- ・該当する住宅区分及び地域区分は、プルダウンから選択

代表者印

平成25年度 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金
(既築住宅における高性能建材導入促進事業)
補助事業申請書

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(既築住宅における高性能建材導入促進事業)交付規程第5条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の補助金の申請をします。

1. 工事対象住宅の情報

申請住宅の住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇 都道府県 〇〇 市区町村 〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号		
住宅区分	☐ 戸建住宅 ☒ 集合住宅	地域区分	I a ・ I b ・ II ・ III ・ IV a ・ IV b ・ V ・ VI

消費税をのぞいた対象費用総額の1/3の金額を記入
(補助限度額150万円を超える場合は150万円と記入)

2. 補助金交付申請予定額

〇〇〇〇〇〇〇 円(対象費用の1/3) 税抜
※補助限度額 一戸あたり150万円

工事の着工予定日を記入

3. 工事期間

着工予定日	平成 25 年 〇〇 月 〇〇 日	完了予定日	平成 25 年 〇〇 月 〇〇 日
-------	-------------------	-------	-------------------

申請内容に係る工事及び支払いが完了した日のことをいう
※期限:平成26年1月15日(水)まで

4. 手続代行者連絡先

会社名	△△△△△株式会社	所 属	△△△△△
担当者	△△ △△	E-mail	△△△△△ @ △△△△. △△. △△
住 所	〒 △△△ - △△△△ △△ 都道府県 △△ 市区町村 △△町△△丁目△△番△△号	緊急連絡先 (携帯等)	(△△△) △△△△ - △△△△
電話番号	(△△△) △△△ - △△△△		
F A X 番号	(△△△) △△△ - △△△△		

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。
一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術の革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づき、当法人に提出するものです。

- ・担当者は問い合わせ等で確実に対応できる実務担当が望ましい
- ・電子メールが使用可能な場合は必ず電子メールアドレスを記入
- ・緊急時に連絡が取れる連絡先を記入

(3)実施計画書(定型様式1) 1/2

【個人・集合】
定型様式1 (1/2)

実施計画書

申請する住宅についての
情報を記入

1. 申請者 氏 名 ○○ ○○

電 話 番 号 ○○○-○○○-○○○○

2. 住宅の概要 住 宅 区 分 ■ 集合住宅(個人)

築 年 数 20 年

居 住 者 人 数 4 人

地 域 区 分 IVb

工 法 ☐ 木造(軸組工法)
☐ 木造(桝組壁工法)
☐ S造
☒ RC造
☐ その他()
(以下同様、該当項目に■を付ける)

断熱改修する部位を選択

延 べ 床 面 積 81.06 m² (小数点第二位まで、三位以下切捨て)

3. 改修工法

窓				□ その他
ガラス交換			■ 内窓取付け	
■ ガラス交換	□ 建具交換	□ カバー工法		

4. エネルギー計算方法

エネルギー計算結果早見表		
使用する		使用しない
☒ 計算不要	☐ 個別計算 (VI地域のみ)	☐ 個別計算

5. 他の補助金への申請状況

他の補助金等に応募(申請)している、または申請予定の場合はその補助金等の名称を必ず記入すること。

☐ 平成25年度 住宅・建築物省エネ改修等推進事業

☐ その他()

※今回申請する補助対象部分と重複して補助金等を受け取ることはできません。

(3)実施計画書(定型様式1) 2/2

【個人・集合】
定型様式1 (2/2)

6. 導入する断熱仕様

住宅に導入する「窓」「ガラス」の仕様情報を記入

導入する断熱仕様の情報
情報を記入

< 窓 > ※熱貫流率 (U値): 2. 33以下[W/㎡・K]

※複数枚に及ぶ場合
(/ ページ)

部 位	熱貫流率 (U値)	登録製品型番	種 類		設置 箇所数
			ガラス種類	組み合わせる 窓種類	
窓1(内窓)	2.33	S2○○○○○○○○	Low-E 複層	樹脂	2
窓2		SIIに登録された高性能建材の 製品型番を記入			
窓3					
窓4					
窓5					

< ガラス > ※熱貫流率 (U値): 2. 33以下[W/㎡・K]

部 位	熱貫流率 (U値)	登録製品型番	種 類	設置 箇所数
ガラス1	1.7以下	S1○○○○○○○	Low-E 複層	2
ガラス2		SIIに登録された熱貫流率(U値)区分を記入		
ガラス3				
ガラス4				
ガラス5				

< その他 > ※熱貫流率 (U値): 2. 33以下[W/㎡・K]または熱抵抗値 (R値): 2. 7以上[㎡・K/W]

部 位	熱貫流率 (U値) または 熱抵抗値 (R値)	登録製品型番	種 類	設置 箇所数 または 面積 (㎡)
その他1 ()				
その他2 ()				
その他3 ()				

(4)費用総括表(定型様式2)

【個人・集合】
定型様式2

費用総括表

費用明細書の補助対象費用の
設備費・工事費の合計を記入
※税抜

・補助対象の合計金額は、必ず「税抜」で記載すること

断熱部位	補助対象の合計金額		摘要
窓(A)	計	200,500 円	補助対象費用集計表の 「窓の補助対象費用」の 金額を転記
その他	計	円	
合 計(B)		200,500 円	
補助金交付申請予定額(C=B/3)		66,833 円	(小数点以下切り捨て) 【様式第1 補助事業申請書】に転記

※補助金交付申請予定額が補助限度額(150万円)を超える場合は、【様式1 補助事業申請書】に150万円と転記すること

各改修方法の費用明細から補助対象金額(D)と
算定上限金額(E)をそれぞれ記入すること

必ず税抜金額を記入
(小数点以下切り捨て)

<窓の補助対象費用集計表>

・窓の補助対象費用は、費用明細の補助対象金額(D)と算定上限金額(E)それぞれの合計金額で低い方を採用すること

改修方法	費用明細の補助対象金額(D)		算定上限金額(E)		摘要
ガラス交換	94,000	円	225,720	円	
建具交換		円		円	
カバー工法		円		円	
内窓取付	106,500	円	112,860	円	
合 計	(F) 200,500	円	(G) 338,580	円	
窓の補助対象費用 ※(F)と(G)のいずれか低い金額				200,500 円	費用総括表の窓(A)に転記

費用明細の補助対象金額(D)と
算定上限金額(E)のそれぞれの
合計金額で低い方を記入
費用総括表の「窓(A)」に転記

(5)費用明細書(定型様式3)

費用明細書【窓】
(内窓取付)

【個人・集合】
定型様式3

注1:見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず「税抜」に修正して作成すること
注2:補助対象費用と補助対象外費用の合計が、別添の見積書(写)と相関がとれるようにすること
注3:図面上該当Noは配置図との整合性をとり記入すること

・該当する地域区分を選択すること

地域区分

地域区分をプルダウンから選択

SIIに登録された高性能建材の製品型番を記入

必ず税抜金額を記入

複数枚に及ぶ場合 / ページ)

<補助対象費用> 注1:図面上該当Noは配置図との整合性をとり記入すること

費目	工事区分	図面上該当No.	製品型番	メーカー	製品名	数量(a)	単位	窓面積(b)		面積計(a)×(b)	単価(円)(c)	金額(円)〔税抜〕(a)×(c)	標準価格・オープン価格等		
								横(mm)×縦(mm)	面積㎡						
材料費	内窓	②	S20000000	0000	0000	3	ヶ所	900 × 1,100		2.97	25,000	75,000			
								= 0.99	㎡			0			
												0			
												0			
												0			
												0			
												0			
												0			
												0			
												0			
材料費計												75,000	—		
費目	工事内容							数量	単位	単価(円)	金額(円)〔税抜〕	備考			
工事費	内窓取付(採寸共)							3	ヶ所	8,500	25,500				
	仮設・養生							1	式	3,000	3,000				
	運搬							1	式	3,000	3,000				
補助対象製品の設置・取付に必要な費用の内、補助対象となる工事費を記入 ※「仮設・養生費」「運搬費」以外は一式でまとめたの記入は不可															
必ず税抜金額を記入															
上記の面積計の合計が表示される															
公募要領P16の表10より該当する改修方法と地域区分から上限単価を記入															
工事費計															
補助対象合計金額〔税抜〕(D)															

※「窓の補助対象費用集計表」の該当する改修方法の費用明細の補助対象金額(D)に転記する！

<補助対象の上限金額算定>

窓面積合計	×	単位面積上限単価	=	算定上限金額(E)
2.97 ㎡		38,000 円		112,860 円

※算定上限金額(E)は小数点以下を切り捨て
※「窓の補助対象費用集計表」の該当する改修方法の算定上限金額(E)に転記

<補助対象外費用>

費目	工事内容	金額(円)〔税抜〕	備考
補助対象外費用		0	
		0	
		0	
		0	
		0	
補助対象外合計金額〔税抜〕		0	—

補助対象外費用が見積書に含まれている場合は記入

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

(6)交付要件等確認書(定型様式6)

全ての項目を確認、チェックすること

交付要件等確認書

(交付要件について)	確認欄
当事業の交付要件(公募要領P5～8)について、全て確認し了承している。	☐
(補助事業者の資格)	
申請者は、申請する既築住宅の所有者であり、その住宅に常時居住する。	☐
(工事請負契約及び工事期間について)	
申請時点(今現在)において、補助対象の着工は行っていない。 また、公募開始後(平成25年8月1日)から予約者決定前に建物本体の契約をする場合は覚書等を交わしている。	☐
予約者決定以降、工事着工することを理解し、了承している。	☐
平成26年1月15日までに、申請内容に係る工事及び支払いが完了する予定である(施工予定会社等に確認している)。	☐
(個人情報の利用目的について)	
当事業における個人情報の利用目的(公募要領P22)について理解し、了承している。	☐
(申請提出書類一式について)	
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。	☐
(申請する住宅の仕様について)	
SIIに登録された高性能建材を導入し、住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減する住宅であることを確認している。	☐
導入する高性能建材の性能が損なわれないように、適切に施工される住宅であることを確認している。	☐
補助対象製品に係る申請者と施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証等、知的財産権等をSIIは保証しないこと及び万一、前述に関する紛争等が起きてもSIIは関与しないことを理解し、了承している。	☐
(予約者の選定について)	
当事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。	☐
補助率が1/3(補助限度額150万円/1戸)より下がる場合もあることを理解し、了承している。	☐
(現地調査及び取材等の協力)	
SIIが交付決定の審査のために現地調査を行う際、協力できる。	☐
補助事業者となった際に、SIIが行う取材等に協力できる。	☐

※必ず申請者ご本人がチェック及び記入してください。(手続代行者の代筆は不可)
※チェック欄のうち、ひとつでもチェックしていない項目がある場合は、不受理とさせていただきますので予めご了承ください。

以上の内容に相違ありません。

平成 年 月 日

申請者氏名 _____ 印

必ず申請者ご本人がご署名、実印でのご捺印下さい。 ※手続代行者不可

必ず申請者自身が署名・捺印すること
※手続代行者は不可とする

5-3 集合住宅全体申請の場合

(1)補助事業申請書(様式第1)

様式第1 (補助事業申請書)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 赤池 学 殿

申請する日付を記入
※期限:平成25年8月1日(木)～
平成25年11月29日(金)まで

【 集 合 住 宅 一 括 】

平成 25 年 〇〇 月 〇〇 日

申 請 者 郵 便 番 号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇丁目〇〇番〇〇号

(ふりがな) 〇〇〇 〇〇〇

氏 名 〇〇 〇〇

電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

実印

- ・申請者印は実印で捺印すること
(連名者がいる場合は連名者も実印を捺印)
- ・手続代行者印は代表者印を捺印すること
※認印は不可

手続代行者 郵 便 番 号 △△△-△△△△

住 所 △△県△△市△△町 △△丁目△△番△△号

会 社 名 △△△△△株式会社

代 表 者 等 名 代表取締役社長 △△ △△

代表者印

- ・申請する住宅の所在地を記入
- ・該当する住宅区分及び地域区分は、プルダウンから選択

的省エネ技術導入促進事業費補助金

(既築住宅における高性能建材導入促進事業)

補助事業申請書

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(既築住宅における高性能建材導入促進事業)交付規程第5条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の補助金の申請をします。

1. 工事対象住宅の情報

申請 集合住宅の 住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇 都道府県 〇〇 市区町村			〇〇丁目〇〇番〇〇号	
	建物名 〇〇〇〇〇〇			総戸数	〇〇〇 戸
申請者区分	☒ 管理組合法人の代表者 ☐ 法人でない管理組合の代表者		集合住宅(賃貸)の所有者 ☐ 個人 ☐ 法人		社宅の所有者 ☐ 個人 ☐ 法人
住宅区分	☒ 集合住宅(分譲)		☐ 集合住宅(賃貸)		☐ 社宅
地域区分	I a・I b・II・III・IV a・IV b・V・VI				

消費税をのぞいた対象費用総額の1/3の金額を記入
(補助限度額150万円を超える場合は150万円と記入)

2. 補助金交付申請予定額

〇〇〇〇〇〇

円(対象費用の1/3)税抜

※補助限度額 一戸あたり150万円

3. 工事期間

工事の着工予定日を記入

着工予定日	平成 25 年 〇〇 月 〇〇 日	完了予定日	平成 25 年 〇〇 月 〇〇 日
-------	-------------------	-------	-------------------

4. 手続代行者連絡先

会社名	△△△△△株式会社		所 属	△△△△△	
担当者	△△ △△		E-mail	△△△△△@△△△△.△△.△△	
住 所	〒 △△△ - △△△△ △△ 都道府県 △△ 市区町村 △△丁目△△番△△号				
電話番号	(△△△) △△△ - △△△△		緊急連絡先 (携帯等)	(△△△) △△△△ - △△△△	
FAX番号	(△△△) △△△ - △△△△				

申請内容に係る工事及び支払いが完了した日のことをいう
※期限:平成26年1月15日(水)まで

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。
一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術の革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づき、当法人が申請するものです。

- ・担当者は問い合わせ等で確実に対応できる実務担当が望ましい
- ・電子メールが使用可能な場合は必ず電子メールアドレスを記入
- ・緊急時に連絡が取れる連絡先を記入

(2)実施計画書(定型様式1) 1/2

【集合住宅全体】
定型様式1 (1/2)

実施計画書

申請する住宅についての
情報を記入

1. 申請者 氏 名 ○○ ○○

電 話 番 号 ○○○-○○○-○○○

2. 住宅の概要 住 宅 区 分 ☒ 集合住宅全体(分譲) ☐ 集合住宅全体(賃貸)
(以下同様、該当項目に■を付ける)

築 年 数 28 年

戸 数 75 戸

改修する戸数 75 戸

地 域 区 分 IVa

工 法 ☐ 木造(軸組工法)
☐ 木造(桝組壁工法)
☐ S造
☒ RC造
☐ その他()

断熱改修する部位を選択

工 事 種 別 ☐ 住戸部の改修 ☒ 全体の改修

3. 改修部位

窓				■ 外壁	■ 屋根	□ 床	□ その他
□ 建具	□ 内窓	■ ガラス	□ その他				

4. エネルギー計算方法			エネルギー計算結果早見表		
使用する (住戸部の改修を行う場合)		使用しない			
		☒ 計算不要	☐ 個別計算 (VI地域のみ)	☐ 個別計算	

5. 他の補助金への申請状況
他の補助金等に応募(申請)している、または申請予定の場合はその補助金等の名称を必ず記入すること。

☐ 平成25年度 住宅・建築物省エネ改修等推進事業 ☐ その他(

※今回申請する補助対象部分と重複して補助金等を受け取ることはできません。

(2)実施計画書(定型様式1) 2/2

【集合住宅全体】
定型様式1 (2/2)

6. 導入する断熱仕様

住宅に導入する「窓」「ガラス」「断熱材」の仕様情報を記入

導入する断熱仕様の情報
情報を記入

<窓> ※熱貫流率 (U値): 2. 33以下[W/㎡・K]

部 位	熱貫流率 (U値)	登録製品型番	種 類		設置 箇所数
			ガラス種類	組み合わせる 窓種類	
窓1					
窓2		SIIに登録された高性能建材の 製品型番を記入			
窓3					

<ガラス> ※熱貫流率 (U値): 2. 33以下[W/㎡・K]

部 位	熱貫流率 (U値)	登録製品型番	種 類	設置 箇所数
ガラス1	1.71～2.33	S1○○○○○○○	Low-E 複層 (アルゴンガス入り)	150
ガラス2	1.71～2.33	S1○○○○○○○	Low-E 複層 (アルゴンガス入り)	150
ガラス3		SIIに登録された熱貫流率(U値)区分を記入		

<断熱材> ※熱抵抗値 (R値): 2. 7以上[㎡・K/W]

熱的境界部位		熱抵抗値 (R値)	登録製品型番	断熱材の種類	面積 (㎡)
外壁	一般部	2.9	S3○○○○○○○	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム	2,193
	階間部	2.9	S3○○○○○○○	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム	217
屋根		2.9	S3○○○○○○○	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム	493
床	外気に接する部分				
	その他の部分				
その他1 ()					
その他2 ()					

6. 參考資料

■ 住宅所在地地域区分

住宅事業主の判断基準(経済産業省・国土交通省告示第二号 平成21年1月30日告示)による地域区分

地域の区分	都道府県名
I a、I b	北海道
II	青森県、岩手県、秋田県
III	宮城県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、長野県
IVa、IVb	茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
V	宮崎県、鹿児島県
VI	沖縄県

1 前述の都道府県別地域区分の詳細は以下のとおりとする。

(1) 前述の都道府県別地域区分のうち、I a については、次の市町村とする。

北海道 旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、深川市、富良野市、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別村、京極町、倶知安町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、上湧別町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、伊達市(旧大滝村に限る。)、むかわ町(旧穂別町に限る。)、日高町(旧日高町に限る。)、平取町、新ひだか町(旧静内町に限る。)、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

(2) 前述の都道府県別地域区分のうち、I b については、次の市町村とする。

北海道 札幌市、函館市(旧函館市を除く。)、千歳市、石狩市、小樽市、室蘭市、北斗市、伊達市(旧伊達市に限る。)、岩見沢市、芦別市、恵庭市、江別市、砂川市、三笠市、赤平市、滝川市、登別市、苫小牧市、美瑛市、北広島市、留萌市、八雲町(旧八雲町に限る。)、森町、せたな町(旧瀬棚町に限る。)、日高町(旧門別町に限る。)、洞爺湖町、むかわ町(旧鶴川町に限る。)、安平町、新ひだか町(旧三石町に限る。)、豊浦町、蘭越町、雨竜町、秩父別町、北竜町、妹背牛町、浦河町、奥尻町、歌志内市、浦臼町、月形町、新十津川町、鹿部町、岩内町、共和町、栗山町、長沼町、由仁町、仁木町、赤井川村、余市町、様似町、利尻町、利尻富士町、礼文町

(3) 前述の都道府県別地域区分のうち、IVa については、次の市町村とする。

茨城県	水戸市、かすみがうら市(旧霞ヶ浦町に限る。)、つくばみらい市、つくば市、ひたちなか市、稲敷市、下妻市、笠間市(旧岩間町を除く。)、牛久市、結城市、古河市、行方市、高萩市、坂東市、取手市、守谷市、小美玉市(旧玉里村に限る。)、常総市、常陸太田市、常陸大宮市(旧美和村を除く。)、筑西市(旧関城町に限る。)、土浦市(旧土浦市に限る。)、那珂市、日立市、鉾田市、北茨城市、龍ヶ崎市、阿見町、河内町、美浦村、境町、五霞町、八千代町、茨城町、城里町、大洗町、東海村、利根町
群馬県	前橋市、みどり市(旧東村を除く。)、安中市(旧安中市に限る。)、伊勢崎市、甘楽町、館林市、桐生市(旧黒保根村を除く。)、高崎市(旧倉渕村を除く。)、渋川市(旧赤城村、旧小野上村を除く。)、太田市、藤岡市、富岡市、玉村町、富士見村、吉井町、吉岡町、榛東村、大泉町、板倉町、明和町、邑楽町
埼玉県	さいたま市、ふじみ野市、羽生市、桶川市、加須市、久喜市、狭山市、熊谷市(旧熊谷市を除く。)、幸手市、行田市(旧行田市に限る。)、鴻巣市、坂戸市、志木市、春日部市、所沢市、上尾市、新座市、深谷市、川越市、秩父市(旧大滝村を除く。)、鶴ヶ島市、日高市、入間市、飯能市、富士見市、北本市、本庄市、蓮田市、東松山市、上里町、神川町、美里町、寄居町、横瀬町、皆野町、小鹿野町(旧小鹿野町に限る。)、長瀨町、東秩父村、宮代町、菖蒲町、白岡町、越生町、三芳町、毛呂山町、ときがわ町、滑川町、吉見町、小川町、川島町、鳩山町、嵐山町、栗橋町、杉戸町、鷲宮町、騎西町、大利根町、北川辺町、伊奈町
千葉県	野田市、香取市(旧佐原市に限る。)、成田市、佐倉市、八千代市、我孫子市、印西市、酒々井町、富里町、印旛村、白井町、本埜村、栄町、神崎町
東京都	八王子市、立川市、青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村
神奈川県	清川村、秦野市、相模原市(旧相模原市を除く。)、開成町、山北町、松田町、大井町、南足柄市
富山県	高岡市、黒部市(旧黒部市に限る。)、射水市、砺波市、南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村を除く。)、富山市(旧大沢野町、旧大山町、旧細入村を除く。)、魚津市、氷見市、滑川市、小矢部市、舟橋村、入善町、朝日町
石川県	かほく市、志賀町、宝達志水町、加賀市、中能登町、七尾市、能美市、白山市(旧松任市、旧美川町、旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村を除く。)、能登町、輪島市、小松市、珠州市、羽咋市、川北町、津幡町、内灘町、穴水町
福井県	福井市(旧福井市、旧美山町に限る。)、あわら市、あおい町、越前市、永平寺町、池田町、坂井市、鯖江市、若狭町、勝山市、小浜市、高浜町、大野市(旧大野市に限る。)、越前町(旧朝日町、旧宮崎村に限る。)、南越前町(旧河野村を除く。)
山梨県	山梨市(旧三富村を除く。)、甲州市、甲斐市、甲府市(旧上九一色村を除く。)、上野原市、市川三郷町、中央市、笛吹市(旧芦川村を除く。)、南アルプス市、身延町、南部町(旧富沢町を除く。)、北杜市(旧明野村に限る。)、大月市、韮崎市、増穂町、鯉沢町、早川町、昭和町、道志村
岐阜県	山県市、恵那市(旧串原村、旧上矢作町を除く。)、本巣市(旧根尾村に限る。)、郡上市(旧美並村に限る。)、下呂市(旧金山町に限る。)、揖斐川町(旧揖斐川町を除く。)、中津川市(旧中津川市、旧長野県木曽郡山口村に限る。)、関市、可児市、多治見市、大垣市(上石津町に限る。)、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、養老町、関ヶ原町、安八町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町
静岡県	川根本町、浜松市(旧水窪町に限る。)、御殿場市、小山町
愛知県	豊田市(旧稲武町を除く。)、設楽町、豊根村、東栄町
三重県	伊賀市、亀山市(旧関町に限る。)、松阪市(旧飯南町、旧飯高町に限る。)、津市(旧美杉村に限る。)、名張市
滋賀県	大津市(旧志賀町に限る。)、長浜市、東近江市、米原市、野洲市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、安土市、湖南市、甲賀市、高島市、愛荘町、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町

京都府	京都市(旧京北町に限る。)、京丹後市(旧大宮町、旧久美浜町に限る。)、南丹市、福知山市、木津川市、与謝野町、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹波町、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
大阪府	堺市(旧美原町に限る。)、高槻市、八尾市、富田林市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、島本町、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村
兵庫県	姫路市(旧姫路市、旧家島町を除く。)、豊岡市(旧竹野町を除く。)、養父市(旧関宮町を除く。)、たつの市(旧龍野市、旧新宮町に限る。)、丹波市、朝来市、加東市、三木市(旧吉川町に限る。)、宍粟市、篠山市、相生市、三田市、西脇市、神河町、多可町、佐用町、新温泉町、猪名川町、市川町、福崎町、上郡町
奈良県	奈良市(旧都祁村を除く。)、宇陀市(旧室生村を除く。)、葛城市、五條市(旧大塔村を除く。)、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	橋本市、田辺市(旧龍神村、旧本宮町に限る。)、かつらぎ町(旧かつらぎ町に限る。)、有田川町(旧清水町に限る。)、九度山町
鳥取県	鳥取市(旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町を除く。)、倉吉市(旧倉吉市に限る。)、八頭町、南部町、伯耆町、岩美町、三朝町、智頭町
島根県	松江市(旧八雲村、旧玉湯町に限る。)、出雲市(旧佐田町に限る。)、安来市、江津市(旧桜江町に限る。)、浜田市(旧浜田市、旧三隅町を除く。)、雲南市、益田市(旧益田市を除く。)、美郷町(旧邑智町に限る。)、邑南町(旧石見町に限る。)、吉賀町、津和野町、東出雲町、川本町
岡山県	岡山市(旧岡山市、旧灘崎町を除く。)、備前市、美作市、井原市、高梁市(旧備中町を除く。)、真庭市(旧落合町、旧久世町に限る。)、赤磐市、津山市(旧阿波村を除く。)、吉備中央町、久米南町、美咲町、西粟倉村、勝央町、奈義町、鏡野町(旧鏡野町に限る。)、和気町
広島県	広島市(旧湯来町に限る。)、三原市(旧大和町、旧久井町に限る。)、三次市(旧三次市、旧三和町に限る。)、安芸高田市(旧吉田町、旧甲田町、旧向原町に限る。)、東広島市(旧黒瀬町、旧安芸津町を除く。)、尾道市(旧御調町に限る。)、府中市(旧府中市に限る。)、福山市(旧神辺町、旧新市町に限る。)、安芸太田町(旧加計町に限る。)、北広島町(旧豊平町に限る。)、世羅町(旧世羅西町に限る。)
山口県	下関市(旧豊田町に限る。)、岩国市(旧由宇町を除く。)、周南市(旧鹿野町に限る。)、萩市(旧川上村、旧むつみ村、旧旭村に限る。)、美祢市、阿東町
徳島県	三好市(旧東祖谷山村を除く。)、美馬市(旧木屋平村に限る。)、東みよし町、那賀町(旧木沢村、旧木頭村に限る。)、つるぎ町(旧貞光町を除く。)
愛媛県	新居浜市(旧別子山村に限る。)、西予市(旧城川町に限る。)、大洲市(旧河辺村に限る。)、砥部町(旧広田村に限る。)、内子町、久万高原町、鬼北町
高知県	いの町(旧吾北村に限る。)、仁淀川町、津野町(旧東津野村に限る。)、本山町、大豊町、土佐町、大川村、越知町、梶原町
福岡県	矢部村
長崎県	雲仙市(旧小浜町に限る。)
熊本県	阿蘇市、南阿蘇村、山都町、南小国町、小国町、産山村、高森町
大分県	大分市(旧野津原町に限る。)、宇佐市(旧宇佐市を除く。)、杵筑市(旧山香市に限る。)、佐伯市(旧宇目町に限る。)、竹田市、日田市(旧日田市を除く。)、豊後大野市(旧緒方町、旧朝地町に限る。)、由布市(旧挾間町を除く。)、日出町、九重町、玖珠町

(4) 前述の都道府県別地域区分のうち、IVb については、次の市町村とする。

茨城県	鹿嶋市、神栖市(旧神栖町に限る。)、潮来市
群馬県	千代田町
埼玉県	越谷市、吉川市、熊谷市(旧熊谷市に限る。)、戸田市、行田市(旧南河原村に限る。)、三郷市、川口市、草加市、朝霞市、八潮市、鳩ヶ谷市、和光市、蕨市、松伏町
千葉県	いすみ市、鴨川市、柏市、旭市、匝瑳市、南房総市、香取市(旧佐原市を除く。)、山武市、横芝光町、千葉市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、茂原市、東金市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、多古町、東庄町、大網白里町、九十九里町、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	東京都23 区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、多摩市、稲城市
神奈川県	愛川町、綾瀬市、伊勢原市、横須賀市、横浜市、海老名市、鎌倉市、茅ヶ崎市、厚木市、寒川町、座間市、葉山町、三浦市、小田原市、逗子市、川崎市、相模原市(旧相模原市に限る。)、真鶴町、湯河原町、箱根町、中井町、大和市、大磯町、二宮町、藤沢町、平塚市
石川県	白山市(旧松任市、旧美川町に限る。)、金沢市、野々市町
福井県	福井市(旧福井市、旧美山町を除く。)、美浜町、越前町(旧朝日町、旧宮崎村を除く。)、南越前町(旧河野村に限る。)、敦賀市
山梨県	南部町(旧富沢町に限る。)
岐阜県	岐阜市、瑞穂市、各務原市、本巣市(旧根尾村を除く。)、揖斐川町(旧揖斐川町に限る。)、海津市、大垣市(旧上石津町を除く。)、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、大野町、池田町、北方町
静岡県	静岡市、伊豆の国市、伊豆市、西伊豆町(旧賀茂村に限る。)、掛川市、菊川市、沼津市、焼津市、袋井市、島田市、藤枝市、磐田市、浜松市(旧水窪町を除く。)、富士市、牧之原市、三島市、富士宮市、伊東市、裾野市、湖西市、東伊豆町、函南市、清水町、長泉町、芝川町、吉田町、森町、新居町
愛知県	名古屋市、愛西市、一宮市、稲沢市、岡崎市、新城市、清須市、田原市、豊川市、北名古屋市、弥富市、豊橋市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町、豊山町、春日町、大口町、扶桑町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、三好町、小坂井町
三重県	いなべ市、伊勢市、亀山市(旧亀山市に限る。)、熊野市(旧紀和町に限る。)、桑名市、四日市市、志摩市、松阪市(旧飯南町、旧飯高町を除く。)、多気町、大台町、津市(旧美杉村を除く。)、大紀町、南伊勢町、紀北町、鈴鹿市、鳥羽市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、度会町
滋賀県	大津市(旧大津市に限る。)
京都府	京都市(旧京都市に限る。)、京丹後市(旧大宮町、旧久美浜町を除く。)、宇治市、向日市、長岡京市、久御山町、伊根町
大阪府	大阪市、堺市(旧堺市に限る。)、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、加西市、姫路市(旧姫路市、旧家島町に限る。)、たつの市(旧揖保川町、旧御津町に限る。)、三木市(旧三木市に限る。)、洲本市、淡路市、南あわじ市、豊岡市(旧竹野町に限る。)、香美町(旧香住町に限る。)、稲美町、播磨町、太子町

和歌山県	和歌山市、有田市、岩出市、海南市、紀の川市、新宮市(旧熊野川町に限る。)、 田辺市(旧龍神村、旧本宮町を除く。)、みなべ町、日高川町、有田川町(旧清水町を除く。)、 紀美野町、湯浅町、印南町、上富田町、北山村
鳥取県	鳥取市(旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町に限る。)、米子市、境港市、日吉津村、 湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町
島根県	松江市(旧八雲村、旧玉湯町を除く。)、出雲市(旧佐田町を除く。)、 浜田市(旧浜田市、旧三隅町に限る。)、大田市、益田市(旧益田市に限る。)、 江津市(旧江津市に限る。)、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村、菱川町
岡山県	岡山市(旧岡山市、旧灘崎町に限る。)、倉敷市、総社市、笠岡市、玉野市、瀬戸内市、浅口市、 矢掛町、里庄町、早島町
広島県	広島市(旧広島市に限る。)、呉市、江田島市、三原市(旧大和市、旧久井町を除く。)、大竹市、竹原市、 東広島市(旧黒瀬町、旧安芸津町に限る。)、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和町を除く。)、尾道市 (旧御調町を除く。)、福山市(旧神辺町、旧新市町を除く。)、海田町、熊野町、坂町、府中町、大崎上島町
山口県	山口市、宇部市、下関市(旧豊田町、旧下関市を除く。)、岩国市(旧由宇町に限る。)、光市、山陽小野田市、 周南市(旧鹿野町を除く。)、周防大島町、長門市、萩市(旧川上村、旧むつみ村、旧旭村を除く。)、 柳井市、防府市、下松市、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、美馬市(旧木屋平村を除く。)、 那賀町(旧木沢村、旧木頭村を除く。)、つるぎ町(旧貞光町に限る。)、勝浦町、上勝町、佐那珂内村、 石井町、神山町、牟岐町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
香川県	高松市、さぬき市、観音寺市、丸亀市、三豊市、東かがわ市、坂出市、善通寺市、綾川町、 小豆島町、まんのう町、土庄町、三木町、直島町、宇多津町、琴平町、多度津町
愛媛県	松山市、新居浜市(旧別子山村を除く。)、今治市、西条市、西予市(旧城川町を除く。)、 大洲市(旧河辺村を除く。)、東温市、八幡浜市、四国中央市、伊予市、宇和島市(旧津島町を除く。)、 砥部町(旧砥部町に限る。)、上島町、伊方町(旧伊方町に限る。)、松前町、松野町
高知県	高知市(旧鏡村、旧土佐山村に限る。)、四万十市、香美市、四万十町、中土佐町、 津野町(旧葉山村に限る。)、黒潮町(旧佐賀町に限る。)、佐川町、日高村
福岡県	福岡市(博多区、中央区、南区、城南区を除く。)、北九州市、うきは市、みやま市、嘉麻市、 久留米市、宮若市、宗像市、朝倉市、八女市、飯塚市、福津市、柳川市、大牟田市、直方市、 田川市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、 大宰府市、前原市、古賀市、みやこ町、上毛町、筑上町、筑前町、東峰村、福智町、那珂川町、 宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、 小竹町、鞍手町、桂川町、二丈町、志摩町、太刀洗町、大木町、黒木町、立花町、広川町、 星野村、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、荏田町、吉富町
佐賀県	佐賀市、嬉野市、小城市、神埼市、唐津市、武雄市、鳥栖市、多久市、伊万里市、鹿島市、白石町、 みやき町、吉野ヶ里町、有田町、基山町、上峰町、玄海町、大町町、江北町、太良町
長崎県	壱岐市、雲仙市(旧小浜町を除く。)、松浦市、対馬市、島原市(旧有明町に限る。)、 南島原市(旧加津佐町に限る。)、諫早市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、大村市
熊本県	熊本市、合志市、山鹿市、天草市(旧五和町、旧有明町に限る。)、上天草市(旧松島町に限る。)、 宇城市(旧三角町を除く。)、菊池市、玉名市、八代市(旧坂本村、旧東陽村、旧泉村に限る。)、 人吉市、荒尾市、宇土市、城南町、美里町、あさぎり町、和水町、氷川町、玉東町、南関町、 長洲町、植木町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、 湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町
大分県	大分市(旧野津原町を除く。)、宇佐市(旧宇佐市に限る。)、臼杵市、杵築市(旧山香町を除く。)、 国東市、佐伯市(旧上浦町、旧弥生町、旧本匠村、旧直川村に限る。)、中津市、 日田市(旧日田市に限る。)、豊後高田市、豊後大野市(旧緒方町、旧朝地町を除く。)、 由布市(旧挾間町に限る。)、別府市、津久見市、姫島村

2 次の市町村にあつては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、次のとおりの区分とする。

(1) 次の市町村にあつては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、Ⅰb 地域に区分されるものとする。

青森県 十和田市(旧十和田湖町に限る。)、七戸町(旧七戸町に限る。)、田子町
岩手県 久慈市(旧山形村に限る。)、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町

(2) 次の市町村にあつては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、Ⅱ 地域に区分されるものとする。

北海道 函館市(旧函館市に限る。)、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町(旧熊石町に限る。)、
江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町(旧瀬棚町を除く。)、島牧村、寿都町

宮城県 栗原市(旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。)

山形県 米沢市、鶴岡市(旧朝日村に限る。)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、
西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、
戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町

福島県 会津若松市(旧河東町に限る。)、白河市(旧大信村に限る。)、須賀川市(旧長沼町に限る。)、
喜多方市(旧塩川町を除く。)、田村市(旧都路村を除く。)、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、
只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、
矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯館村

栃木県 日光市(旧今市市を除く。)、那須塩原市(旧塩原町に限る。)

群馬県 沼田市(旧沼田市を除く。)、長野原町、嬬恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、
みなかみ町(旧水上町に限る。)

新潟県 十日町市(旧中里村に限る。)、魚沼市(旧入広瀬村に限る。)、津南町

山梨県 富士吉田市、北杜市(旧小淵沢町に限る。)、西桂町、忍野村、山中湖村、
富士河口湖町(旧河口湖町に限る。)

長野県 長野市(旧長野市、旧大岡村を除く。)、松本市(旧松本市、旧四賀村を除く。)、
上田市(旧真田町、旧武石村に限る。)、須坂市、小諸市、伊那市(旧長谷村を除く。)、駒ヶ根市、
中野市(旧中野市に限る。)、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市(旧更埴市に限る。)、
東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、
立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村(旧浪合村に限る。)、
平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曽町、波田町、山形村、朝日村、池田町、松川村、
白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町

岐阜県 高山市、飛騨市(旧古川町、旧河合村に限る。)、白川村

(3) 次の市町村にあっては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、Ⅲ地域に区分されるものとする。

青森県	青森市(旧青森市に限る。)、深浦町
岩手県	宮古市(旧新里村を除く。)、大船渡市、一関市(旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。)、 陸前高田市、釜石市、平泉町
秋田県	秋田市(旧河辺町を除く。)、能代市(旧能代市に限る。)、男鹿市、由利本荘市(東由利町を除く。)、 潟上市、にかほ市、三種町(旧琴丘町を除く。)、八峰町、大潟村
茨城県	土浦市(旧新治村に限る。)、石岡市、常陸大宮市(旧美和村に限る。)、笠間市(旧岩間町に限る。)、 筑西市(旧関城町を除く。)、かすみがうら市(旧千代田町に限る。)、桜川市、 小美玉市(旧玉里村を除く。)、大子町
群馬県	高崎市(倉渟村に限る。)、桐生市(旧黒保根村に限る。)、沼田市(旧沼田市に限る。)、 渋川市(旧小野上村、旧赤城村に限る。)、安中市(旧松井田町に限る。)、 みどり市(旧東村(勢多郡)に限る。)、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、高山村、 東吾妻町、昭和村、みなかみ町(旧水上町を除く。)
埼玉県	秩父市(旧大滝村に限る。)、小鹿野町(旧両神村に限る。)
東京都	奥多摩町
富山県	富山市(旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。)、黒部市(旧宇奈月町に限る。)、 南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。)、上市町、立山町
石川県	白山市(旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。)
福井県	大野市(旧和泉村に限る。)
山梨県	甲府市(旧上九一色村に限る。)、都留市、山梨市(旧三富村に限る。)、 北杜市(旧明野村、旧小淵沢町を除く。)、笛吹市(旧芦川村に限る。)、鳴沢村、 富士河口湖町(旧河口湖町を除く。)、小菅村、丹波山村
岐阜県	中津川市(旧中津川市、旧長野県木曽郡山口村を除く。)、恵那市(旧串原村、上矢作町に限る。)、 飛騨市(旧宮川村、旧神岡町に限る。)、郡上市(旧美並村を除く。)、下呂市(旧金山町を除く。)、東白川村
愛知県	豊田市(旧稲武町に限る。)
兵庫県	養父市(旧関宮町に限る。)、香美町(旧香住町を除く。)
奈良県	奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、生駒市、宇陀市(旧室生村に限る。)、 平群町、野迫川村
和歌山県	かつらぎ町(旧花園村に限る。)、高野町
鳥取県	倉吉市(旧関金町に限る。)、若桜町、日南町、日野町、江府町
島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町(旧大和村に限る。)、邑南町(旧石見町を除く。)
岡山県	津山市(旧阿波村に限る。)、高梁市(旧備中町に限る。)、新見市、 真庭市(旧落合町、旧久世町を除く。)、新庄村、鏡野町(旧鏡野町を除く。)
広島県	府中市(旧上下町に限る。)、三次市(旧三次市、旧三和町を除く。)、庄原市、 廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る。)、安芸高田市(旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。)、 安芸太田町(旧加計町を除く。)、北広島町(旧豊平町を除く。)、世羅町(旧世羅西町を除く。)、神石高原町
徳島県	三好市(旧東祖谷山村に限る。)
高知県	いの町(旧本川村に限る。)

(4) 次の市町村にあつては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、IVa 地域に区分されるものとする。

福島県 いわき市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町

栃木県 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市(旧氏家町に限る。)、
那須烏山市、下野市、上三川町、西方町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、
大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、高根沢町

新潟県 新潟市、長岡市(旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。)、
三条市(旧下田村を除く。)、柏崎市(旧高柳町を除く。)、新発田市、見附市、村上市(旧朝日村を除く。)、
燕市、糸魚川市、
上越市(旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。)、
阿賀野市(旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。)、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村

長野県 阿智村(旧清内路村に限る。)、大鹿村

宮崎県 椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町

(5) 次の市町村にあつては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、IVb 地域に区分されるものとする。

宮崎県 都城市(旧山之口町、旧高城町を除く。)、延岡市(旧北方町に限る。)、小林市、えびの市、高原町、
西米良村、諸塚村、美郷町、日之影町

鹿児島県 伊佐市、曾於市、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。)、曾於市、さつま町、湧水町

(6) 次の市町村にあつては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、V 地域に区分されるものとする。

茨城県 神栖市(旧波崎町に限る。)

千葉県 銚子市

東京都 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

静岡県 熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町(旧西伊豆町に限る。)

三重県 尾鷲市、熊野市(旧熊野市に限る。)、御浜町、紀宝町

和歌山県 御坊市、新宮市(旧新宮市に限る。)、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、
串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町

山口県 下関市(旧下関市に限る。)

徳島県 牟岐町、美波町、海陽町

愛媛県 宇和島市(旧津島町に限る。)、伊方町(旧伊方町を除く。)、愛南町

高知県 高知市(旧高知市、旧春野町に限る。)、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、
土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、
いの町(旧伊野町に限る。)、大月町、三原村、黒潮町(旧大方町に限る。)

福岡県 福岡市:博多区、中央区、南区、城南区

長崎県 長崎市、佐世保市、島原市(旧島原市に限る。)、平戸市、五島市、西海市、
南島原市(旧加津佐町を除く。)、長与町、時津町、小値賀町、江迎町、鹿町町、佐々町、新上五島町

熊本県 八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。)、水俣市、上天草市(旧松島町を除く。)、
宇城市(旧三角町に限る。)、天草市(旧有明町、旧五和町を除く。)、芦北町、津奈木町

大分県 佐伯市(旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。)

(備考) この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。
ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

【Q値算出計算書（2／8）（定型様式5）】

定型様式5
(2/8)

(d) 熱的境界外壁 (階間一般部)

(d) 熱的境界外壁（階間一般部）			断面1	断面2	断面3	断面4
	厚さ [mm]	熱橋面積比率	0.83	0.17		
階段部分の外壁構成を記入		熱伝導率 [W/mK]	熱抵抗 [m²K/W]	熱抵抗 [m²K/W]	熱抵抗 [m²K/W]	熱抵抗 [m²K/W]
外側熱伝達抵抗（通気層）			0.110	0.110		
吹込用GW2種18K相当	100	0.052	1.923			
天然木材1類	100	0.120		0.833		
内側熱伝達抵抗			0.110	0.110		
(c)(d)以外の変成の外壁が あれば記入	断面ごと熱抵抗の和		2.143	1.053		
	断面ごと熱貫流率		0.467	0.949		
	平均熱貫流率[W/m²K]		0.549	熱橋係数		

(e) 熱的境界外壁 (階間胴差部等)

(e) 熱的境界外壁（階間胴差部等）			断面1	断面2	断面3	断面4
材料名等	厚さ [mm]	熱橋面積比率				
		熱伝導率 [W/mK]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]
		断面ごと熱抵抗の和				
		断面ごと熱貫流率				
		平均熱貫流率[W/m ² K]		熱橋係数		

(f) 熱的境界床

(f) 熱的境界床			断面1	断面2	断面3	断面4
		熱橋面積比率	0.80	0.20		
材料名等	厚さ [mm]	熱伝導率 [W/mK]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]
外側熱伝達抵抗			0.150	0.150		
住宅用ロックウール断熱材（マット）	85	0.036	2.361			
天然木材1類	85	0.120		0.708		
合板	12	0.160	0.075	0.075		
内側熱伝達抵抗			0.150	0.150		
断面ごと熱抵抗の和			2.736	1.083		
断面ごと熱貫流率			0.365	0.923		
平均熱貫流率[W/m ² K]			0.477	熱橋係数		

【Q値算出計算書(3/8)(定型様式5)】

定型様式5
(3/8)

(g) 熱的境界土間床
※該当する室の数だけ記入すること

ここでは厚さ等の単位が[cm]なので注意

室名		基礎断熱のモデル (いずれかに○)				土の熱伝導率 λ soil [W/mk]		中心部熱貫流率 UF [W/m ² K]		中心部面積 A [m ²]
玄関		A：外断熱 B：内断熱				0.70		0.059		0.00
位置	基礎面断熱材				土間面断熱材				外周部	周長
	熱伝導率 λ 1 [W/mk]	厚さ T1 [cm]	補正厚さ T1' [cm]	埋め込み深さ D [cm]	熱伝導率 λ 2 [W/mk]	厚さ T2 [cm]	補正厚さ T2' [cm]	断熱幅 W [cm]	熱貫流率 UL [W/mk]	
外気側	0.028	5	5.8	15		0	0	0	0.827	1.82
その他	0.028	1.5	1.7	15		0	0	0	1.046	4.55

計算方法の詳細は「住宅の省エネルギー基準の解説」((財) 建築環境省エネルギー機構)を参照

A: 外断熱 の場合

$UF=0.021+0.054\lambda_{soil}$

$UL=1.88+0.5\lambda_{soil}-0.005D-1.02T1'^{0.15}-0.001W-0.014T2'$

B: 内断熱 の場合

$UF=0.022+0.054\lambda_{soil}$

$UL=1.77+0.5\lambda_{soil}-0.77T1'^{0.15}-0.003W-0.042T2'$

ただしT1'=T1×0.0326÷λ1、T2'=T2×0.0326÷λ2

室名		基礎断熱のモデル (いずれかに○)				土の熱伝導率 λ soil [W/mK]		中心部熱貫流率 UF [W/m ² K]		中心部面積 A [m ²]
浴室		A：外断熱 B：内断熱				0.70		0.059		0.00
位置	基礎面断熱材				土間面断熱材				外周部	周長
	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T1 [cm]	補正厚さ T1' [cm]	埋め込み深さ D [cm]	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T2 [cm]	補正厚さ T2' [cm]	断熱幅 W [cm]	熱貫流率 UL [W/mK]	
外気側	0.028	3	3.5	15		0	0	0	0.925	3.64
その他		0	0.0	0		0	0	0	2.230	3.64

室名		基礎断熱のモデル (いずれかに○)				土の熱伝導率 λ soil [W/mK]		中心部熱貫流率 UF [W/m ² K]		中心部面積 A [m ²]
		A：外断熱 B：内断熱								
位置	基礎面断熱材				土間面断熱材				外周部 熱貫流率 UL [W/mK]	周長 L [m]
	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T1 [cm]	補正厚さ T1' [cm]	埋め込み深さ D [cm]	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T2 [cm]	補正厚さ T2' [cm]	断熱幅 W [cm]		
外気側										
その他										

室名		基礎断熱のモデル (いずれかに○)				土の熱伝導率 λ soil [W/mK]		中心部熱貫流率 UF [W/m²K]		中心部面積 A [m²]
		A：外断熱 B：内断熱								
位置	基礎面断熱材				土間面断熱材				外周部	周長
	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T1 [cm]	補正厚さ T1' [cm]	埋め込み深さ D [cm]	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T2 [cm]	補正厚さ T2' [cm]	断熱幅 W [cm]	熱貫流率 UL [W/mK]	
外気側										
その他										

【Q値算出計算書（4／8）（定型様式5）】

定型様式5
(4/8)

(h) その他の熱的境界部位 (1)				断面1	断面2	断面3	断面4
部位名		熱橋面積比率					
材料	厚さ [mm]	熱伝導率 [W/mK]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]
層構成の種類が多く記入欄が不足した場合に、 部位名および層構成を記入							
			断面ごと熱抵抗の和				
			断面ごと熱貫流率				
			平均熱貫流率[W/m ² K]		熱橋係数		

(i) その他の熱的境界部位 (2)				断面1	断面2	断面3	断面4
部位名			熱橋面積比率				
材料名等	厚さ [mm]	熱伝導率 [W/mK]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]
	断面ごと熱抵抗の和						
	断面ごと熱貫流率						
	平均熱貫流率[W/m ² K]			熱橋係数			

(j) その他の熱的境界部位 (3)				断面1	断面2	断面3	断面4
部位名			熱橋面積比率				
材料名等	厚さ [mm]	熱伝導率 [W/mK]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]
			断面ごと熱抵抗の和				
			断面ごと熱貫流率				
			平均熱貫流率[W/m ² K]		熱橋係数		

【Q値算出計算書（5／8）（定型様式5）】

定型様式5
(5/8)

(2) Q値・ μ 値用面積集計

※部位ごと・方位ごとに面積を記入すること。

(a) 熱的境界屋根

[illegible]

(c) 熱的境界外壁（一般部）

熱貫流率U [W/m ² K]	0.530	日射侵入率 η	0.018
方位	面積A [m ²]	方位係数 ν	A・ ν
E	23.70	0.45	10.67
W	27.45	0.45	12.35
S	32.60	0.39	12.71
N	39.69	0.24	9.53
方位ごとに面積を集計する			
ΣA	72.29	$\Sigma A \cdot \nu$	22.24
U ΣA	38.31	$\eta \Sigma A \cdot \nu$	0.401

(d) 熱的境界: $((\text{面積} \times \text{方位係数}) \text{の和})$

熱貫流率U [W/m ² K]	0.549	η	0.019
方位	面積A [m ²]	方位係数 ν	A · ν
E	2.73	0.45	1.23
W	1.24	0.45	0.56
S	8.88	0.39	3.46
N	1.37	0.24	0.33
ΣA	10.25	$\Sigma A \cdot \nu$	3.79
U ΣA	5.63	$\eta \Sigma A \cdot \nu$	0.071

(e) 熱的境界外壁 (階間胴差部等)

[illegible]

